

地域指定年度	昭和 45 年度
計画策定年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	令和 元年度

# 小松島農業振興地域整備計画書

令和 8 年 3 月

徳島県小松島市



## 目 次

はじめに	1
<b>第 1 農用地利用計画</b>	<b>2</b>
1 土地利用区分の方向	2
(1) 土地利用の方向	2
ア 土地利用の構想	2
イ 農用地区域の設定方針	5
(2) 農業上の土地利用の方向	7
ア 農用地等利用の方針	7
イ 用途区分の構想	10
ウ 特別な用途区分の構想	11
2 農用地利用計画	11
<b>第 2 農業生産基盤の整備開発計画</b>	<b>12</b>
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	12
2 農業生産基盤整備開発計画	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
4 他事業との関連	14
<b>第 3 農用地等の保全計画</b>	<b>15</b>
1 農用地等の保全の方向	15
2 農用地等保全整備計画	16
3 農用地等の保全のための活動	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連	17
<b>第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画</b>	<b>18</b>
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	18
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	18
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	23
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための 方策	24
3 森林の整備その他林業の振興との関連	24

<b>第 5</b>	<b>農業近代化施設の整備計画</b> .....	<b>26</b>
1	農業近代化施設の整備の方向 .....	26
2	農業近代化施設整備計画 .....	27
3	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	28
<b>第 6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b> .....	<b>29</b>
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....	29
2	農業就業者育成・確保施設整備計画 .....	30
3	農業を担うべき者のための支援の活動 .....	30
4	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	31
<b>第 7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b> .....	<b>32</b>
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標 .....	32
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 .....	33
3	農業従事者就業促進施設計画 .....	33
4	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	33
<b>第 8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b> .....	<b>34</b>
1	生活環境施設の整備の目標 .....	34
2	生活環境施設整備計画 .....	34
3	森林の整備その他林業の振興との関連 .....	37
4	その他の施設の整備に係る事業との関連 .....	37
<b>第 9</b>	<b>付図</b> .....	<b>38</b>
別添		
1	土地利用計画図（付図 1 号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 - 1 号）（付図 3 - 2 号）	
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b> .....	<b>39</b>
(1)	農用地区域 .....	39
ア	現況農用地等に係る農用地区域 .....	39
(2)	用途区分 .....	70

## はじめに

農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）第8条に基づき、農業振興地域内における土地利用や農業振興を図るために講ずべき施策の具体的な方向について定めた計画である。

「小松島農業振興地域整備計画」（以下「本計画」という。）は、昭和45年度に徳島県知事より農業振興地域の指定を受け、昭和48年度に計画策定されたもので、農業上の土地の有効活用や農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

農振法に基づく変更時期を経過したことから、平成30年度に農振法第12条の2に基づく農業振興地域整備計画に関する基礎調査を実施し、農業振興地域の実態を総合的に把握するとともに、近年改正された農振法に対応した適切な計画とするため、本年度（令和元年度）、農振法第13条に基づき本計画の変更を行うこととした。

本計画の変更にあたり、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」（平成27年12月）や県の「農業振興地域整備基本方針」（平成28年10月）、本市の上位計画である「小松島市第6次総合計画」、「小松島市都市計画マスタープラン」など関連計画との整合性を図り、農業上の土地利用計画の見直しを行うとともに農業・農村の活性化や他産業との関わりを考慮しながら、概ね10年先（令和11年）を見通し、農業振興の基本構想、農業生産や農業経営等の目標を設定した。

本計画の基本構想や目標設定にあたっては、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等関係機関からの意見や、市内の農業者への意向調査、パブリックコメントによる意見募集結果等を参考とした。

### 「市内の農業者への意向調査」

平成30年12月、小松島市水田台帳に登録された農業者を対象としてアンケート方式により「小松島農業振興地域整備計画に関する意向調査」を実施した。

（アンケート有効回答数/アンケート配布数：541件/1685件 回答率32.1%）

## 第 1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

小松島市（以下「本市」という。）は、徳島県東部に位置し、市域は南北 8.5km、東西 9.1km に及ぶ総面積 45.37 ㎢を有している。

本市は、勝浦川や那賀川からの堆積による小松島平野、立江平野及び坂野平野が広がっている。北部には日峯山があり北西部は徳島市と接している。西部は四国山系東端の丘陵地帯で勝浦町と接し、南部は勝浦町境の稜線からの丘陵が東南の肥沃な平野部に向かって延び、阿南市と接している。市全域は、「徳島東部都市計画 都市計画区域」に含まれており、市街化区域は約 897ha、市街化調整区域は約 3,640ha である（平成 30 年 3 月 28 日現在）。

気候は、温暖多雨の典型的な西南暖地型気候帯に属し、徳島地方気象台による平成 30 年の年間平均気温は 17.1℃、年間降雨量は 1,730mm であった。

総人口は、平成 27 年国勢調査では 38,755 人であり、世帯数は 15,233 戸であった。平成 17 年国勢調査との対比では、総人口は 8.0%減少し、世帯数は逆に 1.5%増加した。産業別就業人口は 17,549 人であり、第 1 次産業は 1,461 人（うち農業 1,171 人）、第 2 次産業は 4,127 人、第 3 次産業は 11,961 人であった。平成 17 年国勢調査との対比では、第 1 次産業は 0.6%減少（うち農業 0.4%減少）、第 2 次産業は 2.5%減少、第 3 次産業は 2.7%増加した。

道路網は、基幹道路として一般国道 55 号が南北に縦断し、これに主要地方道徳島上那賀線（県道 16 号）、主要地方道小松島港線（県道 17 号）、主要地方道阿南小松島線（県道 28 号）、主要地方道小松島佐那河内線（県道 33 号）等が接続し、市内の主要地区と繋がっている。現在、四国横断自動車道（阿南～徳島東間）は整備中であり、小松島インターチェンジ（インターチェンジを以下「IC」という。）（仮称）及び立江榑淵 IC（仮称）設置を予定している。高速交通網の整備により IC 周辺は産業活動による競争力が一層強化されることになり、土地利用の面では産業構造の大幅な変化が見込まれている。

鉄道は、JR 牟岐線が南北に縦断し、市内に中田駅、南小松島駅、阿波赤石駅、立江駅が設置されている。

防災・減災対策は、喫緊の課題となっている。南海トラフ巨大地震や局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）など大規模災害への備えとして、公共施設や民間建造物の耐震化、雨水排水施設の効果的な整備等を推進し、市民の安全・安心の確保に取り組んでいる。

このような背景を持つ本市は、平成 29 年 4 月から実施されている小松島市第 6 次総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げる目標とする都市像

**未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま**

の実現を目指し、計画的かつ総合的な土地利用を推進している。

本市の農業は、勝浦川、那賀川の両流域に広がる肥沃な土壌に恵まれ、市域の大半を占める平野部では水稻を主体に施設園芸を複合的に営み、一部中山間地域では果樹等の農業生産を行っている。近年は、農業従事者の高齢化の進展と担い手の減少が進み耕作放棄地が増加している。また、グローバルな食市場は急速に拡大し、安価な輸入農産物等による市場競争が激化している。このため、本市の農業を活力ある産業へと成長させていくことが急務となっている。

このような状況を踏まえ、総合計画で定めた「活気あふれるまちづくり」を基本目標とし、次に掲げる農業振興構想の実現を目指す。

- ① ブランド産品育成，地産地消及び 6 次産業化の推進
- ② 次世代を担う人材育成を支援
- ③ 環境に配慮した農林水産業の推進
- ④ 生産基盤の整備及び保全
- ⑤ 魅力ある農山漁村づくり
- ⑥ 中小企業の振興及び企業誘致の推進
- ⑦ 新規雇用の場の確保
- ⑧ 農業・農村の防災・減災
- ⑨ 森林保全
- ⑩ 都市農地の保全・利活用

本市の地域特性等から土地利用構想に基づく施策は、次のとおり。

- ・ 認定農業者等担い手への農地集積・集約化の加速化や農地の大区画化・汎用化を進めるため、公益財団法人 徳島県農業開発公社（以下「農地中間管理機構」という。）と連携した農地中間管理事業を活用し、農業生産基盤整備を図る。
- ・ 農業水利施設や防災重点ため池は、機能診断に基づく長寿命化、耐震化対策を進め、安定した施設機能の維持と洪水被害の防止を図る。
- ・ 中山間地域等直接支払制度など日本型直接支払制度を活用し、農業・農村の持つ洪水防止・土壌侵食の防止、良好な景観形成など多面的機能の維持・発揮を図る。
- ・ 地産地消の推進、生物多様性農業、ブランド産品の育成及び 6 次産業化を進め、農業の体質強化と活力ある農村地域社会の形成を図る。
- ・ 森林保全は、間伐や木材利用の促進、普及啓発等による森林整備促進、人材育成、担い手の確保、専門職員の雇用（林政アドバイザー）など森林整備に対する

支援に努める。

- ・ 市街化区域内の農地は、良好な都市景観の形成や防災・減災の観点から保全に向けた取組を進めるとともに、市民農園など有効利用を視野に入れた土地利用を図る。
- ・ 集团的農地や基盤整備された優良農地は、農業投資を積極的に推進し生産性の高い農用地区域として保全する。集落内に介在する農用地や自然的条件等から農業の近代化を図ることが困難な農地については、周辺環境との調和に配慮しつつ農用地区域から除外する。
- ・ 農業振興地域は、市街化調整区域約 3,640ha のうち、規模の大きな森林区域、港湾隣接地域及び海上自衛隊小松島航空基地とその隣接地域等を除く約 3,526ha に設定する。

農業振興地域内の用途別土地利用の目標見通しは、表-1 のとおり。

表-1 農業振興地域内用途別土地利用の目標

単位： ha， %

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
現在 令和 8 年 (2026 年)	1925.3	54.6	3.7	0.1	588.1 (0.0)	16.7 (0.0)	223.9	6.3	8.3	0.2	776.7	22.0	3,526	100.0
目標 令和 11 年 (2029 年)	1,914.3	54.3	2.9	0.1	588.1 (0.0)	16.7 (0.0)	225.5	6.4	8.3	0.2	786.9	22.3	3,526	100.0
増減	△11.0		△0.8		0.0		1.6		0.0		10.2		0.0	

(注) ( )内は混牧林地面積である。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市の農業振興地域内にある農用地約 1,925ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域及び地区並びに施設の整備に係る農用地以外の農用地等約 1,821ha について農用地区域に設定する。

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 次の農業農村整備事業の実施が見込まれる区域内にある土地

- ・ 区画整理（ほ場整備）
- ・ 農業用排水路
- ・ 農道
- ・ 客土・暗渠排水

c a 及び b 以外の土地で、本市農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 野菜類や果樹類など地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定される土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の経営農地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者に集積することにより、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている土地
- ・ ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

(a) 集落区域内に介在する農地 約 61.4ha

(b) 自然的条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

- ・ 立江・櫛淵山地南斜面に介在する概ね傾斜度 1/20 以上の農用地  
約 0.5ha
- ・ 本市南，南西，北部林地間に介在する概ね傾斜度 1/10 以上の農用地  
約 82.4ha
- ・ 立江川（左岸）と山間部に囲まれる立江町字小田ノ浦，同町字大田ノ浦の農用地 約 7.4ha

- ・ 市街化区域に隣接する江田町字大江田，前原町字東，中郷町字西久保，同町字露ノ木，同町字長手，同町字前田，同町字加藤，小松島町字菖蒲田，同町字領田，同町字喜来，日開野町字時信，同町字末次の農用地  
約 20.1ha
  - ・ 勝浦川河川敷内の農用地 約 4.6ha
  - ・ 市道和田島 50 号線から南側 50m 区域内及び坂野地区海岸堤から西側 50m 区域内にかかる農用地 約 0.5ha
- (c) 道路沿線，市街地として開発が進みつつある次の農用地
- ・ 主要地方道小松島佐那河内線（県道 33 号）  
小松島町字領田 4 番 1 地先から田浦町字中西 3 番 1 地先まで  
約 4.3ha
  - ・ 一般県道大林津乃峰線（県道 130 号）  
大林町字宮ノ本 88 番 4 地先から同町字高橋 142 番 1 地先まで  
約 1.2ha
  - ・ 一般国道 55 号  
江田町字敷地前 101 番 1 地先から田野町字月ノ輪 90 番地先まで  
約 7.7ha  
田野町字本村 31 番 1 地先から同町字高田 132 番 2 地先まで  
約 0.8ha  
立江町字黒岩 26 番 4 地先から大林町字中津 65 番 1 地先まで  
約 0.8ha

#### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域にある土地改良施設等のうち，（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって，当該農用地と一体的に保全する必要がある区域を農用地区域に設定する。

- ・ 農地中間管理事業及び関連農地整備事業の実施予定区域（和田島町の一部）
- ・ 県営かんがい排水事業（高収益型）の実施予定区域（田野町の一部）

#### (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある農用地施設用地のうち，（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接し，当該農用地と一体的に保全する必要がある 2ha 以上の農業用施設用地を表-2 のとおり農用地区域に設定する。

表-2 2ha以上の農業用施設用地の農用地区域の設定

農業用施設の名称	所在(位置)	面積	農業用施設の種類
園芸栽培施設	坂野町字楠木, 同町字シヅ田 同町字松木の各一部	2.2ha	ビニールハウス等
計		2.2ha	

(エ) 現況森林, 原野等についての農用地区域の設定方針

本地域の森林・原野等の面積は約 588ha であり, その大部分が天然林である。地形的に急斜面や北側斜面が多く, 森林の所有形態は小規模・零細であり, これらの開発を阻害している。したがって, 樹園地の大規模化を進め自立安定農家の育成を図るため, 表-3 のとおり林地約 84ha を農用地区域に設定する。

表-3 現況森林, 原野等の農用地区域の設定

土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積	用途	備考
林地	田浦町字西原	私有地	4ha	樹園地	天然林
林地	田野町字恩山寺谷	私有地	4ha	樹園地	天然林
林地	田野町字政所谷 田野町字天王谷 田野町字溝ノ木	私有地	33ha	樹園地	天然林
林地	櫛漕町	私有地	43ha	樹園地	天然林
計			84ha		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農用地区域は約 1,821ha であり, 農地約 1,733ha, 農業用施設用地約 4ha, 森林・原野等約 84ha で構成されている。平野部では稲作を主体に施設園芸や畜産が, 中山間地域では果樹栽培など多様な農業生産が展開されている。

京阪神への主要な生鮮食料の供給基地として, 需要の動向に即した市場競争力の高い野菜, 果樹, 花き及び畜産物のブランド化を推進しているが, 農業を取り巻く環境は厳しく農業従事者の高齢化や担い手不足, 農地の減少, 安価な輸入農産物等による市場競争の激化, 気候変動による生育環境への影響など社会的・自然的な環境の変化にも対応しなければならない。

また、市街地周辺部における非農業的土地需要の増大や、中山間地域での野生鳥獣被害の増加によって農地は減少し、農用地区域の維持・保全が課題となっている。

これらの課題の対策として、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業等を活用し認定農業者等担い手を中心とした経営規模の拡大及び省力化機械等の導入や農作業の受委託による効率的な土地利用を推進する。

中山間地域においては、野生鳥獣の被害防止に取り組むとともに「中山間地域等直接支払制度」の導入により農業生産活動等を通じた洪水防止・土壌侵食の防止、良好な景観形成等の多面的機能を確保し、農地の維持・保全を図る。

さらに、多様なブランド製品の販売や地産地消を通じた消費者と交流、良好な農村景観や地域の文化を活かした滞在型グリーンツーリズム等の観光産業を促進し、農地の保全と有効利用により農地減少の抑制を図る。

これらの対策により持続的な発展が見込める地域農業・農村の振興を図るためには、現況の農用地面積を維持し、効率的・効果的に有効活用していくことが必要不可欠である。このため、目標年である令和 11 年（2029 年）に確保すべき農用地区域内農地の面積を令和 2 年 3 月当時の現況と同じ約 1,818ha に設定する。

本市は、西から小松島平野，立江平野，坂野平野があり，旧町毎に平野部を有している。農用地区域は，基盤整備の状況や地理的・社会的条件から，次の 3 地区に大別し，有効な土地利用に努める。

#### （ア）小松島地区（A 地区）

本地区は，一般国道 5 5 号より東側に市街地（一部除く。）を有し，北西部は勝浦川に接し，平野部は稲作を中心に施設園芸（イチゴ，花き）や露地野菜を栽培し，中山間部の傾斜地ではミカンを生産している。

田野町や芝生町の平野部は，農業生産基盤整備により稲作に適した優良な農用地である。

現況の農用地面積は，農地 664.1ha，農業用施設用地 0.3ha，現況森林・原野のうち樹園地用途とする 41.0ha の計 705.4ha である。

#### （イ）立江地区（B 地区）

本地区は，立江川流域にあり，立江町・櫛渕町は大規模な農業生産基盤整備により稲作に適した環境が整っている。中山間部は，特産品のヤマモモ，菌床シイタケの生産地である。

現況の農用地面積は，農地 544.6ha，農業用施設用地 1.0ha，現況森林・原野のうち樹園地用途とする 43.0ha の計 588.6ha である。

(ウ) 坂野地区 (C地区)

本地区は、隣接する阿南市と一体的・広域的な農業が行われており、水稻、露地野菜（オクラ、ブロッコリー等）のほか、施設野菜（イチゴ、トマト、キュウリ等）を栽培している。坂野町は農業生産基盤整備により、稲作や野菜作りに適した優良農地である。

現況の農用地面積は、農地 524.9ha、農業用施設用地 2.3ha の計 527.2ha である。

地区別の農用地等利用の方針は、表-4 のとおり。

表-4 農用地等利用の方針

単位：ha

区分		農地	採草 放牧地	混牧 林地	農業用 施設 用地	小計	森林 ・原野 等	計
地区名								
小松島 地区 (A地区)	現況 令和 8 年 (2026 年)	664.1	0.0	0.0	0.3	664.4	41.0	705.4
	将来 令和 11 年 (2029 年)	666.7	0.0	0.0	0.2	666.9	41.0	707.9
	増減	2.6	0.0	0.0	△0.1	2.5	0.0	2.5
立江地区 (B地区)	現況 令和 8 年 (2026 年)	544.6	0.0	0.0	1.0	545.6	43.0	588.6
	将来 令和 11 年 (2029 年)	537.6	0.0	0.0	0.4	538.0	43.0	581.0
	増減	△7.0	0.0	0.0	△0.6	△7.6	0.0	△7.6
坂野地区 (C地区)	現況 令和 8 年 (2026 年)	524.9	0.0	0.0	2.3	527.2	0.0	527.2
	将来 令和 11 年 (2029 年)	526.4	0.0	0.0	2.3	528.7	0.0	528.7
	増減	1.5	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	1.5
計	現況 令和 8 年 (2026 年)	1,733.6	0.0	0.0	3.6	1,737.2	84.0	1,821.2
	将来 令和 11 年 (2029 年)	1,730.7	0.0	0.0	2.9	1,733.6	84.0	1,817.6
	増減	△2.9	0.0	0.0	△0.7	△3.6	0.0	△3.6

## イ 用途区分の構想

本市は、西から小松島平野、立江平野、坂野平野があり、旧町毎に平野部を有している。基盤整備の状況や地理的・社会的条件から次の3地区に大別し、有効な土地利用を推進する。なお、大林町は、基盤整備の一体的整備状況から一般県道大林津乃峰線（県道130号）により分割される西側農用地を立江地区に、東側農用地を坂野地区に含める。立江町字大田ノ浦は、田浦町字東山、田野町字溝ノ木に隣接する農用地を小松島地区に含める。地区別の現状と構想は、次のとおり。

図-1 地区分割図

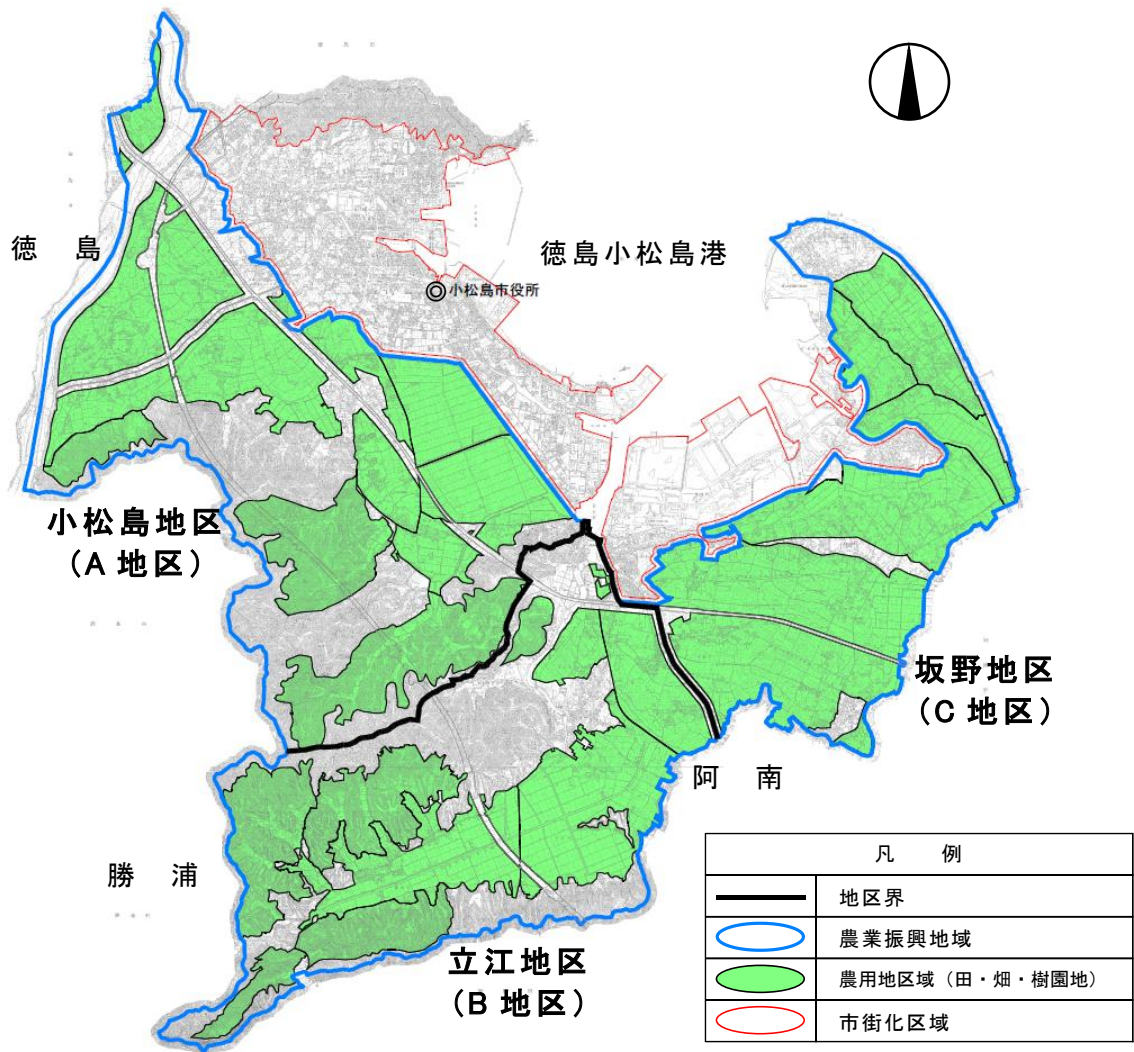


表-5 地区別農用地面積

地区名	農用地面積
小松島地区(A地区)	705.4ha
立江地区(B地区)	588.6ha
坂野地区(C地区)	527.2ha
計	1821.2ha

#### (ア) 小松島地区 (A地区)

本地区は、平野部で水稻を中心に施設園芸（イチゴ、花き）や露地野菜を栽培し、中山間部の傾斜地でミカンを生産している。

営農条件の良い農地では、認定農業者等による担い手への集積が見られるものの西部では農地の面的集積は進んでいない。

今後は、農用地の面的集積と収益性の高い農産物を導入した複合経営化を進め、農地の有効利用を推進する。

#### (イ) 立江地区 (B地区)

本地区は、区画整理など基盤整備が行われた平野部で水稻を中心に露地野菜を栽培し、中山間部でヤマモモ、菌床シイタケを生産している。

営農条件の良い農地では、認定農業者等による担い手への集積が見られるものの全体として面的集積は進んでいない。

今後は、農用地の面的集積と農業経営の複合化を進め、農地の有効利用を推進する。

#### (ウ) 坂野地区 (C地区)

本地区は、区画整理など基盤整備が進む平野部で水稻を中心に露地野菜、施設野菜を栽培している。

営農条件の良い農地では、認定農業者等による担い手への集積が見られるものの全体として面的集積は進んでいない。

今後は、農用地の面的集積と施設野菜等の主産地化を進め、農地の有効利用を推進する。

### ウ 特別な用途区分の構想

本市における特別な用途区分とは、農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を細分化して指定するものであり、現時点では指定されていない。しかし、将来を見据え、高生産性農業地域の指定や景観農業振興地域の指定を受けた場合、必要に応じて農用地等利用の構想を検討する。

## 2 農用地利用計画

別記のとおり

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農地は、農業生産基盤の充実が進められているが、小規模農地の点在や不整形な農地も多く、加えて狭あいな耕作道も営農に支障を来している。

農業従事者が農業を継続できる環境を整えるため、区画整理等による農業生産基盤の充実を図り、農作業の省力化や生産効率の向上を推進する必要がある。

このため、農地中間管理機構及び各種の助成制度を積極的に活用し、農業の生産産性の向上や農業経営の安定化を図る。

水田では、暗渠排水の整備等により排水条件を改善し、畑作が可能な汎用化を進め、複合経営化による農地の有効利用を推進する。畑地や樹園地では、農道及びかんがい施設の整備を行い、省力化や効率化を総合的に推進する。

なお、事業の実施にあたっては、環境との調和に配慮するとともに、良好な景観の保全・形成に努める。

地区別の整備及び開発の方向は、次のとおり。

#### (1) 小松島地区（A地区）

本地区は、一部の地区で小規模農地や不整形な農地の点が見られ、狭あいな耕作道等を利用している。また、ほ場内の排水機能が低く、汎用化による畑作物の作付けに支障を来している。

このため、未整備農地の区画整理や農道整備を促進し、生産性の効率化・省力化を図る。また、整備農地においても、暗渠排水の整備等により排水条件を改善し、畑作が可能な汎用化を進め、複合経営化による農地の有効利用を推進する。

#### (2) 立江地区（B地区）

本地区は、区画整理が概ね進展している一方で用排水路や排水機場など農業水利施設の老朽化が進んでいる。

このため、農業水利施設の改修、再整備等により機能回復を図るとともに、排水条件の改善により、農地の汎用化を図り、収益性の高い農産物の導入を推進する。また、畑地や樹園地では、農道及びかんがい施設の整備を行い、農作業の省力化や効率化を総合的に推進する。

#### (3) 坂野地区（C地区）

本地区は、区画整理が進む一方で小規模農地や不整形な農地の点が見られ、狭あいな耕作道等を利用している。水路は用排水路兼用であるため排水機能が低く汎用化による畑作物の作付けに支障を来している。

このため、未整備農地の区画整理により農地の集積・集約化を進め、生産性の効率化・省力化を図る。また、パイプラインによる用水の安定供給を確保し、農地の汎用化を図り、収益性の高い農産物の導入を推進する。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

本市が関係する農業生産基盤整備開発計画は、表-6 のとおり。

表-6 農業生産基盤整備開発計画

地区	事業の種類	事業名	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
				受益地区	受益面積		
C	区画整理 農用地造成	農地中間 管理事業	区画整理 農用地造成	和田島地区	約 17ha	1	関連農地 整備事業
A	暗渠排水 用水改良 排水改良 区画整理	県営 かんがい 排水事業 (高収益型)	暗渠排水 農業用排水 施設等 区画整理	田野地区	約 26ha	2	
C	区画整理 農用地造成	農地中間 管理事業	区画整理 農用地造成	黒地地区	約 2.3ha	3	関連農地 整備事業

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

徳島県は県産材の増産と利用の拡大を図るため、平成 27 年度から「新次元林業プロジェクト」を掲げ、その一環として「林業生産力倍増のための森林整備事業計画」を定め、高性能機械の大型化、主伐による搬出量の増加に対応できる林道開設事業及び森林整備事業の推進に取り組んでいる。

本市を含む関係市町村では、この計画に基づき、林道の開設や既存林道の維持管理、農道末端と接続する総合的な森林整備、水資源のかん養など森林の持つ多面的機能の確保、森林施業の省力化、低コスト化、作業効率の向上が図られている。

徳島県の「林業生産力倍増のための森林整備事業計画」は、表-7 のとおり。

表-7 林業生産力倍増のための森林整備事業計画

事業名		事業実施 主体	関係市町村	計画期間 内の事業 内容 (工種及 び数量)	工期	計画期間 内の 総事業費 (千円)	
事業型	事業 箇所名 (地区名)						
森林 整備 事業	機能回復 整備事業	徳島県 全域	県, 市町村, 森林所有 者, 森林組 合等, 森林 整備法人, 森林経営計 画認定者, 特定間伐等 促進計画の 実施主体	徳島市, 鳴門 市, 小松島市, 阿南市, 吉野川 市, 阿波市, 美 馬市, 三好市, 勝浦町, 上勝 町, 佐那河内 村, 石井町, 神 山町, 那賀町, 美波町, 牟岐 町, 海陽町, 板 野町, 上板町, つるぎ町, 東みよ し町	森林整備 40ha	平成 27 年度 (2015) ～ 令和元年度 (2019)	331,200
	林道点検 診断・ 保全整備 事業	徳島県 全域	市町村	徳島市, 鳴門 市, 小松島市, 阿南市, 吉野川 市, 阿波市, 美 馬市, 三好市, 勝浦町, 上勝 町, 佐那河内 村, 石井町, 神 山町, 那賀町, 美波町, 牟岐 町, 海陽町, 板 野町, 上板町, つるぎ町, 東みよ し町	点検診断 50箇所	平成 27 年度 (2015) ～ 令和元年度 (2019)	2,500

出典：徳島県 農山漁村地域整備計画 (平成 31 年 3 月 15 日)

#### 4 他事業との関連

農業生産基盤整備は、総合計画、都市計画マスタープラン及び各分野別計画等において引き続き実施される道路整備や河川整備等の諸事業との連携、調整を図り、効率的、効果的に推進する。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

本市は、農業委員及び農地利用最適化推進委員により、耕作放棄地の実態把握と発生防止・解消や農地の違反転用の防止を目的に、市内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施し、耕作放棄地の解消に取り組んでいる。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足から、今後も耕作放棄地の増加が懸念されている。

このため、国の経営所得安定対策制度の利用を促し、農業経営の安定化を図るとともに、耕作放棄地など利用されていない農地は、農業委員会や東とくしま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、農地中間管理機構等と連携を図り、意欲ある認定農業者等の担い手へ農地の集積・集約化を促進し、生産条件に対する支援を行い優良農地の適切な保全管理を推進する。

市街地に近接する農地は、都市化や混住化により生活雑排水が地区内の水路に混入して農業用水の水質が悪化し、稲作に影響していることから国営総合農地防災事業をはじめ、各種関連事業により水質保全対策を推進する。

このために必要な農用地等の保全の方向は、次のとおり。

- ・ 国営総合農地防災事業那賀川地区による幹線水路の改修と併せ、関連事業による区画整理や末端用水路の改修等を実施し、農業水利施設の機能回復と農業用水の水質保全を図る。
- ・ 農業生産基盤整備により担い手へ農地の集積・集約化を促進し、営農条件の向上を図り、耕作利用率を高めるなど、耕作放棄地の発生防止・解消等に努める。
- ・ 「小松島市農業の有する多面的機能発揮の促進に関する計画」\*に基づき活動組織単位の取組を進め、農地の保全を図る。
- ・ 集团的農用地を農用地区域として確保し、農業生産基盤整備や機械化の導入等を進め、都市近郊型の高位生産農業の育成と農用地の保全を図る。
- ・ 経年変化による劣化に伴い機能が低下している排水施設は、機能診断調査に基づく機能保全対策を進め、排水路と一体的に更新・改修を行い、施設の機能回復と水管理労力の軽減、維持管理コストの低減を図る。
- ・ 防災・減災対策の強化を図る防災重点ため池は、災害による被害が農地のみならず人命、財産等にも及ぶため、老朽化したため池の改修、補強等を推進し、決壊等による農用地、農業用施設の被災を未然に防止し、国土保全を図る。
- ・ 農業の活性化や地球温暖化防止、循環型社会の形成といった課題に対し、バイオマスや小水力発電など再生可能エネルギーの有効活用を図る。

※ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号。以下「促進法」という。）第6条の規定により、県が作成する基本方針に則して、本市が平成27年9月に制定した計画。

## 2 農用地等保全整備計画

本市が関係する農用地等保全整備計画は、表-8のとおり。

表-8 農用地等保全整備計画

地区	事業の種類	事業名	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
				受益地区	受益面積		
B, C	国営総合農地防災	国営総合農地防災事業	頭首工補修 1ヶ所(阿南市) 幹線水路改修 L=18km (うち小松島市 L=1.1km) 水質浄化施設 3ヶ所 (うち小松島市 1ヶ所)	那賀川地区 (阿南市・ 小松島市)	3,023ha (うち 小松島市 838ha)	1	平成8年度 (1996年)～ 令和3年度 (2021年)
B, C	用水路改修	県営農村地域防災減災事業 (水質保全対策事業)	水路改修 L=5.0km 附帯施設 1式	那賀川・ 小松島地区	625.3ha	2	平成27年度 (2015年)～ 令和3年度 (2021年)
C	用水路改修	県営農村地域防災減災事業 (水質保全対策事業)	水路改修 L=3.4km 附帯施設 1式	那賀川・ 今津地区	218.5ha	3 (受益範囲のみ)	平成27年度 (2015年)～ 令和3年度 (2021年)
B, C	排水機場新設 排水路新設	県営地盤沈下対策事業	排水機場新設 1ヶ所 排水路新設 L=6.3km	小松島地区	402ha	4	平成4年度 (1992年)～ 令和2年度 (2020年)
B	排水機場改修	県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 (水利施設整備事業)	排水機場改修 1ヶ所	石見川地区	273ha	5	令和元年度 (2019年)～ 令和3年度 (2021年)

出典：国営農地総合防災事業那賀川地区の概要（平成28年1月）

### 3 農用地等の保全のための活動

本市は、耕作放棄地の減少及び発生を抑制するための農用地の保全活動として農用地の貸し手と借り手に係る情報の集約を図り、両者を結びつけるため農業委員会をはじめ、農業協同組合、徳島農業支援センターなど関係機関と連携し「人・農地プラン」を推進するとともに農地中間管理機構を有効活用して農地の集積・集約化を促進する。

小規模農地や不整形な農地等の理由から農地の集積・集約化ができない場合は「小松島市農業の有する多面的機能発揮の促進に関する計画」に基づき、水路の草刈りや泥上げ、農道の補修といった基礎的な保管理活動を促進するとともに、生物多様性のための保全活動や景観形成のための取組を支援する。

その他、野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため、各地区の農業者や猟友会、農業協同組合、行政等で組織する「小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会」\*を中心に各地区での防護・捕獲対策の強化や侵入防止柵の設置など総合的な対策強化を図る。若手狩猟者の育成・確保や農業者個人による農地の自己防衛に対する取組に対して負担軽減を図れるよう支援を行うなど、野生鳥獣被害防止に向けた対策を支援する。さらに、ICT（情報通信技術）やLPWA（省電力遠距離通信機器）等を用いた捕獲技術の高度化を推進する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、国土の保全や水資源のかん養、自然環境の保全等の公益的な機能を有し、農地の流失・崩壊を防止するなど農地の保全と密接に関連するため、今後も調整を図り適切な保全を推進する。

野生鳥獣による森林被害を防止するため、有害鳥獣保護管理対策や農業被害対策の観点から森林被害のモニタリングを進め、造林地における防護柵の設置等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

病虫害の発生抑制や被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松食い虫による被害には、被害の状況等を踏まえて防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の推進を図る。ナラ枯れ被害についても早期発見及び早期駆除に努める。

※ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣害防止特措法」という。）第4条の2の規定により、本市が平成18年11月に設立。4の野生鳥獣による森林被害防止対策についても網羅する。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、水稻を主体に施設園芸や畜産、中山間丘陵地帯での果樹など、多様な農業生産を展開しており、今後も地域の特性を活かし、安定した農業経営を図る必要がある。

このため、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を進め、規模拡大による生産コストの低減を図り、効果的かつ安定的な農地利用を促進する。

さらに、青年や女性など次世代を担う多様な担い手が、安定した所得を確保し、地域の中心的な農業経営体となるよう育成・支援に努める。

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成26年）に即し、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向を定める。

具体的な経営の指標は、農業を主業とする農業従事者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり350万円程度）や年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営水準が本市農業生産の相当分を占める農業構造として確立していくことを目指す。

今後、発展が予想される営農類型は、基幹作目である水稻に施設野菜や露地野菜を組み合わせた作型や果樹、花き、肉用牛、菌床シイタケ栽培が考えられることから、農業経営の目標は、次のとおりとする。

- ・ 水稻は、農地中間管理機構及び各種の助成措置を積極的に活用し、農用地を着実に認定農業者等の担い手へ集積・集約化し、農業経営の規模拡大に結びつく土地利用型農業による生産性の向上を図る。また、農作業の受委託や集落営農の組織化を促進し、効率的な営農体系の確立を推進する。
- ・ 畜産農家と耕種農家との連携により、稲わらの家畜飼料利用や家畜排せつ物の堆肥等の資源循環利用促進を推進する。
- ・ 農用地の利用改善と農業従事者の営農改善を促進するため、土地や土壌条件等を考慮し、かつ農業従事者の自主性を尊重しながら主要作物の作付地の集団化を推進する。
- ・ 転作田は、後作野菜等の導入として地力増進作物やオクラ等の夏作物の集団的作付けを推進する。
- ・ 農業生産の重要な担い手である女性農業者や新たに農業経営に取り組む青年等に対し、安定した所得を確保できる地域の中心的な農業経営体となるよう育成・

支援を推進する。また、女性農業者には農業経営改善や集落営農の組織化・法人化に向けた協議への積極的な参加・協力を呼びかける。新たに農業経営に取り組む青年等については、本市や農業委員会、農業協同組合、徳島農業支援センターなど関係機関が協力し、栽培技術の指導や研修の場の提供、販路の確保等を支援する。

### 主な営農類型

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型は、表-9のとおり。

表-9 農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方法	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 露地野菜 + 作業受託	〈作付面積等〉 水稲 3ha (うち借地 2ha) ブロccoliリー 2ha 作業受託 6ha (水稲基幹3作業) 粗収益 15,654 千円 所得 5,502 千円 総労働時間 5,595 時間 (うち雇用労働) 595 時間 家族労働 2.5 人	〈資本装備〉 乗用トラクター(40ps) 2台 田植機(5条) 2台 コンバイン(4条) 2台 循環型乾燥機 4台 籾摺機 移植機 〈経営の特徴〉 ・水稲は稚苗移植栽培	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・労働報酬を明確にする	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
施設野菜 + 水稲	〈作付面積等〉 促成キュウリ 25a 水稲(早生) 50a 粗収益 18,403 千円 所得 6,315 千円 総労働時間 4,826 時間 (うち雇用労働) 105 時間 家族労働 2.5 人	〈資本装備〉 ビニールハウス 25a 暖房機, 換気扇 乗用トラクター 田植機 コンバイン 〈経営の特徴〉 ・きゅうりは促成栽培の長期1作型とする	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方法	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 + 水稲 + イチゴ	〈作付面積等〉 促成イチゴ 40a 水稲 50a 粗収益 21,451 千円 所得 11,412 千円 総労働時間 8,157 時間 (うち雇用労働) 3,157 時間 家族労働 2.5 人	〈資本装備〉 ビニールハウス 40a 乗用トラクター 田植機 コンバイン 〈経営の特徴〉 ・イチゴは、ハウスの促成栽培とする	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保
露地野菜 + 水稲	〈作付面積等〉 オクラ 10a 菜の花 30a ブロッコリー 200a 水稲(早生) 350a 粗収益 19,076 千円 所得 6,524 千円 総労働時間 7,406 時間 (うち雇用労働) 406 時間 家族労働 3.5 人	〈資本装備〉 乗用トラクター 田植機 コンバイン 動力噴霧器 移植機 人力マルチャー 〈経営の特徴〉 ・オクラは、トンネル栽培とする	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
果樹	〈作付面積等〉 露地みかん(早生) 50a ハウスみかん(極早期加湿)20a ハウスみかん(早期加湿)30a ハウスみかん(普通期加湿)20a 粗収益 31,514 千円 所得 3,603 千円 総労働時間 4,540 時間 (うち雇用労働) 848 時間 家族労働 2.5 人	〈資本装備〉 貯蔵庫 ビニールハウス 70a 暖房機 動力噴霧器 管理機 〈経営の特徴〉 ・加湿栽培による早出し	・複式簿記により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方法	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き	<p>〈作付面積等〉</p> <p>シンビジュウム(切り花)</p> <p>10月～3月出荷 60a</p> <p>粗収益 39,492 千円</p> <p>所得 8,418 千円</p> <p>総労働時間 12,392 時間</p> <p>(うち雇用労働) 7,392 時間</p> <p>家族労働 2.5 人</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>ビニールハウス 60a</p> <p>固定ベンチ</p> <p>灌水施設</p> <p>暖房機</p> <p>動力噴霧器</p> <p>ラップ機</p> <p>〈経営の特徴〉</p> <p>・品種と温度管理の組合せによる10月～3月の連続出荷とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記により経営と家計の分離を図る</li> <li>青色申告の実施</li> <li>投資額、経営費が高額なため、省力・低コスト化と経営の計数管理を十分行い、企業的な経営を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> </ul>
肉用牛	<p>〈作付面積等〉</p> <p>肉用種去勢牛肥育</p> <p>常時 250 頭</p> <p>年間出荷 140 頭</p> <p>粗収益 119,983 千円</p> <p>所得 4,758 千円</p> <p>総労働時間 4,575 時間</p> <p>(うち雇用労働) 0 時間</p> <p>家族労働 2.5 人</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>畜舎、堆肥舎、農機具倉庫、飼料タンク、オガクズ等格納庫、ショベルローダー、フォークリフト、トラック、軽四貨物、肥料攪拌機、換気扇、給水機</p> <p>〈経営の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>導入月齢 8ヶ月齢</li> <li>導入体重 250 kg</li> <li>肥育期間 21ヶ月</li> <li>出荷体重 700 kg</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>青色申告の実施</li> <li>労働報酬を明確にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日制、給料制の導入</li> <li>社会保険等の加入</li> <li>ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方法	経営管理の方法	農業従事者の態様等
しいたけ	<p>〈作付面積等〉</p> <p>しいたけ(生・菌床栽培)</p> <p>20,000 菌床</p> <p>粗収益 14,300 千円</p> <p>所得 5,180 千円</p> <p>総労働時間 4,960 時間</p> <p>(うち雇用労働 0 時間)</p> <p>家族労働 3 人</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>作業棟、培養棟、発生棟</p> <p>菌床製造施設 (ミキサー・コンベア、袋詰機、殺菌釜・ボイラー、台車、暖房施設、接種機、コンテナ、他)、包装機、動力運搬車、保冷库軽四トラック、電気設備一式、</p> <p>〈経営の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・菌床製造・発生一貫生産</li> <li>・菌床製造施設共同利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・労働報酬を明確にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制，給料制の導入</li> </ul>
<p>水稻</p> <p>+</p> <p>露地野菜</p> <p>+</p> <p>農産物の加工販売</p> <p>主たる従事者5人 他パート若干名</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻 10ha</p> <p>ブロッコリー 500a</p> <p>オクラ 30a</p> <p>農作業受託 30ha</p> <p>粗収益 48,543 千円</p> <p>所得 25,425 千円</p> <p>総労働時間 21,229 時間</p> <p>(うち雇用労働11,229 時間)</p> <p>家族労働 5 人</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>乗用トラクター(45ps)</p> <p>コンバイン(5条)</p> <p>田植機(5条)</p> <p>トラック(2t)</p> <p>耙耨機</p> <p>乾燥機</p> <p>育苗ハウス</p> <p>移植機</p> <p>作業舎兼事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬配分は労働力，機械の供出と請負出来高を勘案して適正に行う</li> <li>・経営体の体質強化のため，自己資本の充実を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正社員は生産，加工の管理のほか販売活動も行う</li> <li>・実際の作業は，パート従事者を活用する</li> <li>・雇用者の失業保険，労災保険等の適用と構成員の退職制度</li> </ul>

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 小松島市 (令和5年8月)

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農地利用の状況を踏まえ、認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化が進行している地区は、より一層の集約化を行うため貸し手と借り手による農地の利用調整や利用権の再設定を促進する。

農地が小規模や不整形等の理由から、担い手への農地利用の集積・集約化が進んでいない地区は、農業用排水路や農道等の基盤整備を進め農作業の効率化を図るとともに、農地中間管理機構による関連農地整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化や新規参入の受け入れを促進する。また、排水改良等による水田の汎用化を進め、水稻と高付加価値作物による複合経営化による農業競争力強化を図る。

ロボット・AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）・ドローン等の先端技術と従来の農業技術を組み合わせた「スマート農業」への取組を検討し、農作業の省力化や効率化、低コスト化、栽培管理の高度化・最適化を図る。

個別経営体は、農産物加工機械の導入等による6次産業化の促進や有機農業等による農作物の高付加価値化、収益や生産性の高い農産物等の導入、地域特産品の確立を図る。

農業用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、農業生産基盤の整備・促進を図りつつ、施設野菜など高収益を見込める作付品目を導入し、新規就農者や認定農業者等の育成を進め、農地の利用集積や農作業の共同化、農作業の受委託を促進する。

### ア 小松島地区（A地区）

本地区は、水稻や施設野菜、果樹の栽培が行われている。

基盤整備完了地区では、担い手へ円滑かつ効率的な農地の集積・集約化を図るとともに、経営の複合化やコスト縮減等に取り組む。未整備地区では、農作業の省力化及び効率化を進め、農地の保全を図る。

### イ 立江地区（B地区）

本地区は、大規模な区画整理を実施し、その基盤整備を活かした稲作が行われている。中山間部は、特用林産物である菌床シイタケの産地である。

担い手へ円滑かつ効率的な農地の集積・集約化を図るとともに、経営の複合化やコスト縮減等に取り組む。

NPO法人とくしま有機農業サポートセンター（以下「有機農業サポートセンター」という。）の研修施設等を活用し、有機農業を目指す新規就農者・後継者の育成・確保を図る。

### ウ 坂野地区（C地区）

本地区は、大部分で稲作が行われているが、基盤整備により田畑転換に対応可能な

農地が増え、施設野菜栽培も盛んに行われている。

農地中間管理機構を活用し、担い手への円滑かつ効率的な農地の集積・集約化を図るとともに、経営規模拡大や農地の団地化に取り組む。

## **2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策**

本市の農業生産の増大と生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を中心に、農作業の受委託等を含めた農地の集積・集約化を積極的に推進する。

集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を進め、農作業の共同化や機械の共同利用による農作業の効率化、作付地の集団化、不作付地の解消、裏作の導入により耕地利用率の向上を図る。

以上のことから次の事業を推進する。

### **(1) 農地中間管理事業**

農地の集積やほ場の耕作条件の改善による集約を図るとともに、農業経営の転換やリタイアする農業従事者の農地が担い手に集積されるよう、農地中間管理機構とともに事業を推進する。

### **(2) 農地利用集積円滑化事業**

土地所有者の意向により農地中間管理事業による集積に適さない農地は、農地利用集積円滑化団体（小松島市担い手育成総合支援協議会）により農地の貸し手と借り手の利用調整を行い、「人・農地プラン」に位置づけられた担い手へ農地の集積・集約化が行えるよう支援するとともに、今後は農地中間管理機構への事業の移行についても積極的に推進する。

### **(3) 利用権設定等促進事業**

農業経営基盤強化促進法に基づき定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成 26 年）を農業委員会等と連携して推進する。また、農地利用集積計画を策定し、利用権設定等による農地の集積を図る。

### **(4) 農地移動適正化あっせん事業**

農業委員会に設置されている農地利用最適化推進委員の活動を通じ、担い手へ農地の集積・集約化や農地の経営規模の拡大、耕作放棄地の発生防止と解消を図る。

## **3 森林の整備その他林業の振興との関連**

森林経営の受委託等による規模の拡大を促進するため、意向調査や委託を受ける林業

事業体の育成を図る。また、施業の集約化に取り組むための情報の提供や助言，林業事業体への森林経営の委託，森林の信託，林地の取得等の方法，森林の施業または経営の受託に努める。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、水稻を主体に施設園芸や畜産、果樹など、多様な農業生産を展開しているが、農業従事者の高齢化や担い手不足、安価な輸入農産物等による農産物価格の低迷により厳しい状況に置かれている。

このため、近代的な農業生産体系の導入や農業生産工程管理の高度化を図り、農産物の競争力の強化や品質の向上、農業経営の改善を推進する。

ロボット・AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）・ドローン等の先端技術を活用した「スマート農業」への取組を検討し、新技術・新基盤に対応できる農業生産の環境整備を進め農作業の効率化や省力化、低コスト化を図る。

さらに、重点作目である水稻や施設野菜、露地野菜、施設花き、果樹、畜産の生産振興と併せ、効率の良い生産体制と栽培技術の高位平準化を図り、担い手農家等の経営安定化を図る。

主要作目別の農業近代化施設整備の方向は、次のとおり。

#### (1) 水稻

需要に応じた計画生産を前提に生産工程の省力化、低コスト化を図り、生産性の高い経営を確立し、認定農業者へ農地の集積・集約化を図る。

規模拡大による大型・中型機械の導入や共同育苗施設、共同乾燥調製施設(ライスセンター)等の充実により、効率的かつ安定的な農業経営化を図る。

#### (2) 施設野菜

イチゴ、トマト、キュウリ等の施設野菜は、経営規模拡大のため施設の団地化を進め、共同育苗施設、高設栽培施設、高度化園芸用施設等による農作業の省力化を図る。

また、連作障害の回避対策や新栽培技術の導入による品質向上を図る。

さらに、安定した生産・集出荷体制を構築するため、共同栽培管理技術の導入及び集出荷施設、冷蔵施設等の充実を図る。

#### (3) 露地野菜

新たに産地化を進めるブロッコリー等の露地野菜は、省エネルギー化や省労力化を図り、共同育苗施設、定植機の充足や、労働力軽減のため共同選果作業を促進する。

#### (4) 施設花き

シンビジュウム等の産地確立を図るため、優良育苗の供給施設や集出荷施設、ICT（情報通信技術）を利用した情報活用設備の整備を促進する。

## **(5) 果樹**

温州みかんとすだち等の複合経営の確立を図り、省力化のための樹園地の基盤整備と病害虫からの防除作業の機械化を促進する。

## **(6) 畜産**

低コスト畜舎の設置や素牛、飼料の共同購入、組織的出荷による経費の節減促進など生産の低コスト化を図り、既存産地における肥育を中心とした複合経営を進め、合理的な規模の団地形成を促進する。

## **2 農業近代化施設整備計画**

農業近代化施設整備において、先端技術であるICT(情報通信技術)等を組み入れ、新たな営農技術体系の構築を図り、高品質かつ安定的な生産を目指し、国内外の需要に応じた魅力あるブランド化を形成する。このため、次に示す施策を必要に応じて支援する。

### **(1) 強い農業・担い手づくり総合支援**

産地の収益力強化や担い手の経営発展のため、状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

### **(2) ICT(情報通信技術)を活用した農地管理支援**

ドローンや無人機等の新技術の導入を推進し、担い手不足を補い、農地管理の省力化を図るための取組を支援する。

### **(3) ICT(情報通信技術)を活用した畜産経営体の生産性向上支援**

肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI(人工知能)・IoT(モノのインターネット)・ドローン等の先端技術の導入や畜産農家に高度かつ総合的な経営アドバイスを提供するために必要なデータベースの構築を支援する。

### **(4) 他事業との連携支援**

6次産業化を推進するため、他事業との「産業連携ネットワーク」を構築し、他事業のノウハウや新技術を導入するとともに、地域資源を活用した地域活性化を支援する。また、投資企業等による地域ファンドが農業経営者へ出資してパートナーとなり、新技術の導入や農業生産の効率化を図るための取組を支援する。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業従事者の高齢化による林業労働力の不足が進む中で、生産性の向上を図るため高速集材機など高性能機械を含めた機械化への取組を検討する。

また、高性能機械の導入に向け、林道や林業専用道路の整備・維持修繕を行うとともに、機械作業の普及や林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等作業のシステム化を図る。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市は、農業従事者の減少や高齢化が進み、農村地域の活力低下等が懸念されており、農業の担い手不足への対策の強化は喫緊の課題となっている。

このため、経営感覚に優れた青年農業者や認定農業者、農地所有適格法人をはじめ、農村地域を支える女性農業者等の多様な担い手を育成し、それぞれの農業経営の規模や能力に応じて地域農業の一翼を担うことができる環境づくりを進める。

新規就農者の育成・確保に向けて、徳島農業支援センターや農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、国、県の補助事業の活用や有機農業サポートセンターで開催する研修や情報提供を支援する。

自然循環機能の増進や環境影響負荷の低減、生物多様性農業、高品質で多収穫な有機農産物づくりを図り、ブランド力の維持や国際市場における競争力強化のためGAP<sup>※1</sup>の認証やGI<sup>※2</sup>の登録に向けた取組を支援する。また、県と連携し、「とくしま安<sup>2</sup>GAP農産物」<sup>※3</sup>や「エコファーマー」<sup>※4</sup>等の認証取得を支援する。

このように積極的に担い手や新規就農者を支援するため、就農準備訓練センターなど農業関連施設の一層の充実と有効活用を図る。

- ※1 GAP（農業生産工程管理）：食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理の取組を示す。地域農業の持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化につながるとともに、消費者からの信頼確保が期待される。
- ※2 GI（地理的表示保護制度）：伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性が、品質等の特性に結びついている農産品が多く存在しており、これらの農産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、生産者の利益を保護する制度。
- ※3 とくしま安<sup>2</sup>GAP農産物：徳島県が農産物の生産・品質管理体制（農場）を検査し、認定する制度。GAP（農業生産工程管理）の考え方と農業管理手法を取り入れ、「食品安全」の他、「環境保全」や「労働安全」にも配慮した優れた農業生産活動を認証するもの。
- ※4 エコファーマー：土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「環境にやさしい農業」の実践者のこと。

## **2 農業就業者育成・確保施設整備計画**

本市は、農業就業者育成・確保施設整備において、有機農業サポートセンターや就農準備訓練センターの既存施設の有効活用を図り、多様な担い手の育成・確保や農業の「働き方改革」を進めるため、必要に応じて次に示す取組を支援する。

### **(1) 農業経営法人化・経営継承支援**

農業経営の法人化や家族経営をはじめとする担い手の経営継承の取組を促進するため、販売事業者等と連携し、経営発展の取組を支援する。

### **(2) 農業人材力強化総合支援**

次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備や経営開始に要する資金の交付、雇用就農を促進するための農地所有適格法人等での実践研修、労働環境の改善、地域における新規就農者に対するサポート活動、農業経営者へのリカレント教育（学び直し）の取組を支援する。

### **(3) 女性が変わる未来の農業労働環境づくり支援**

地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や女性が働きやすい農業労働環境づくりを支援する。

### **(4) 外国人材受入総合支援**

農業分野等の外国人材の確保と円滑な受入れに向けて、就労する外国人材が働きやすい環境づくりを支援する。

### **(5) 農福連携の取組支援**

農業分野における障害者等の雇用・就労を促進するとともに、農福連携に取り組む農業経営体の発展を図るため、施設整備等のハード対策や障害者の職場定着をサポートする人材育成等のソフト対策の取組を支援する。

## **3 農業を担うべき者のための支援の活動**

農業従事者の高齢化と担い手の減少が進行している現状を踏まえ、都市圏等からの人材確保を図るための有効な就農定住支援策として、新規就農者に対し農業経営に関する情報提供を行う。

また、有機農業サポートセンターへの研修相談や農地中間管理機構や農業委員会等を通じた農地の情報提供も行う。

さらに、体験学習やインターンシップのほか、地産地消や食育を通して地域の農業に興味を持てる場をつくり、将来の農業後継者の育成・確保を支援する。

このような取組を関係機関と連携協力し、総合的に推進する。

#### **4 森林の整備その他林業の振興との関連**

独自の製品の開発を試みる企業と協力し、地元の木材を使用した製品を配布するなど、本市の木材に対する認知度を上げる取組を進め、木材の利用促進を図る。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の産業は、かつて木材加工業、鉄鋼業、造船業など工業の発展とともに成長してきたが、モータリゼーションの進行や国の運輸施策の変化により産業環境が大きく変化している。

産業別就業人口は、平成17年国勢調査では19,112人、平成27年国勢調査では17,549人であり1,563人減少していた。

このため、既存の中小企業の振興を図るとともに、地場産業の強みを活かした新たな産業の育成や企業誘致を促進し、兼業農家の農業従事者に対し、安定的な所得向上と就労先の確保・拡大を図る。

農林水産業は、農林漁業者と商工業者等のネットワークづくりや、地域資源を活用した新たな商品開発、販路開拓など6次産業化に取り組み、新たな産業の育成を図る。

豊かな自然環境や田園景観を活かした滞在型グリーンツーリズムや市民農園を展開し、都市と農村の共生、交流を図るとともに農林水産業と商工業の連携を基盤としたアグリビジネスにより、新たな雇用の場の創出を図る。

兼業農家の農業従事者への安定的な就業促進の目標は、表-10のとおりとする。

表-10 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

単位：人

区分	従業地(将来 令和11年(2029年))								
	市内従業者			市外従業者			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	270	284	554	391	322	713	661	606	1,267
自営兼業	155	142	297	34	27	61	189	169	358
日雇・臨時雇	52	109	161	59	66	125	111	175	286
その他	31	55	86	21	66	87	52	121	173
総計	508	590	1,098	505	481	986	1,013	1,071	2,084

## 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業経営の改善を意欲的に進めようとする農業従事者に対し、農地の集積・集約化や先進技術の導入等による生産方式の合理化、経営改善方策の提示等による経営管理の高度化、そのほか経営基盤の強化を促進するための措置を重点的に進める。

新たに農業経営を行う青年等には、それぞれの発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を進めるとともに、就農計画の実現に必要な農地や農業用機械等の確保について就農支援機関や地域の生産組織等が連携し重点的に支援する。

担い手が減少している地域では、企業も地域の担い手になり得ることから、農地中間管理機構を活用した企業参入を支援する。

農村景観・資源の保全・再生・継承に取り組むとともに、滞在型グリーンツーリズムや市民農園を推進するための人材の育成、情報の啓発普及、広報活動を支援する。

## 3 農業従事者就業促進施設計画

農業従事者の就業促進に向けて多様な対策を行えるよう、次に示す取組を支援する。

### (1) 食料産業・6次産業化の支援

6次産業化の市場規模拡大に向け、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発・販路開拓や加工販売等の施設整備を支援する。また、6次産業化プランナーによるサポート体制や外食・中食事業者との地場産食材の活用を目的とする情報共有体制の構築に努める。

### (2) 「農泊」の支援

農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施するための体制整備、地域資源を魅力ある観光コンテンツとしての取組や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援する。

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業は、従事者の過半が農業を兼ねており、高齢化等による就業人口の減少問題を農業と共有している。このため、林業経営が安定する特用林産物（菌床シイタケ、タケノコ）の栽培拡充を支援するとともに林業就業希望者へのPR活動やインターンシップ、育成研修等を通じて人材の育成や担い手確保を図る。

さらに、チェーンソー防護衣など安全装備購入等による労働安全性の確保や林業専門職員（林政アドバイザー）の雇用による技術者の確保を支援する。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市の農村は、単に農業生産を支える生活の場としてとらえられるだけでなく、農村の持つ多面的機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面的にわたる機能）が再評価され、豊かな自然と伝承文化等の地域の特色や都市住民の憩いの場にも配慮した地域づくりが求められている。

このため、自然環境や美しい農村景観を保全しつつ、生活環境の整備や文化の継承を通して快適な農村生活環境づくりに努める。

#### （1）安全性

- ・ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、指定避難場所等となる公共施設の耐震化や津波避難施設の計画的な整備を推進する。
- ・ 近年頻発する局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）等による浸水被害が発生していることから既存の雨水基幹施設の老朽化対策を進め、排水機能の確保と長寿命化を推進する。
- ・ 防災重点ため池が決壊した場合は、浸水区域の家屋や公共施設等に被害が生じるおそれがあることから、災害を未然に防ぎ、ため池の機能維持や安全性の確保に向けた対策を推進する。
- ・ ハザードマップにより危険箇所及び災害発生時の迅速・的確な避難場所等を周知し、防災・減災体制の強化を図る。さらに、避難場所等インフラ基盤の機能強化により地域防災力の充実に図り、ソフトとハードが一体となった総合的な災害対策を推進する。
- ・ 市街地に近接する農地では、農業用水に生活排水が混入し、基幹作物の稲作への課題となっている。農業水利施設の機能回復による農業用水の水質保全を行い、農業生産の維持と農業経営の安定化を図るため国営総合農地防災事業那賀川地区をはじめ、各種関連事業による幹線水路や末端水路の改修整備等を推進する。

#### （2）保健性

- ・ ホームページや広報等を利用して「ごみの分け方・出し方」等の情報発信している。ごみの減量化や分別、リサイクルの啓発・推進を図り、次世代に継承できる環境影響負荷の少ない循環型社会の構築を推進する。
- ・ 公共下水道事業、合併処理浄化槽整備事業等により、汚水処理施設の普及を促進する。老朽化した管路による漏水や破断事故を未然に防ぐため、市内一円の漏水調査を計画的に実施し、漏水箇所の早期発見、補修・補強等を推進する。

- ・ 乳幼児から高齢者に至るまでの総合的な保健サービスを展開するとともに市内医療機関との連携を図りながら生活習慣病の発症予防、重症化予防など、市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援する取組を推進する。

### （３）利便性

- ・ 四国 8 の字ネットワークの一部を形成する四国横断自動車道は、国土強靱化や地域の生産性を向上し、地方創生を実現する礎となる重要な社会資本であり、当該ネットワークは地域の活性化や平時の救命救急、災害時の緊急輸送道路となる「命の道」としても重要な役割を期待されている。道路交通の円滑な「ながれ」を支えるための快適な空間や沿道地域の文化、歴史、名所、特産物等を活用した多様で個性豊かなサービスを提供し、道路が有する新たな価値の創造を推進する。
- ・ 高速道路の整備に伴う周辺対策事業として、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の安定化、環境保全を図るため、側道や周辺道路、排水路等の整備を推進する。

### （４）快適性

- ・ 近年増加する空家は、「小松島市空家等対策計画」（平成 30 年 3 月）に基づき、空家の発生抑制、空家の適切な管理の促進、地域特性に応じた空家及びその跡地の利活用の促進を図る。所有者、行政、地域、事業者等が相互に連携、協働して取り組み、快適な住環境の整備を推進する。
- ・ 公園や緑地等は、憩いやレクリエーション機能以外にも、災害時の避難場所や復旧・復興拠点施設としての防災機能や環境との調和による癒し（リラクゼーション）の機能も含まれる。「小松島市緑の基本計画」（平成 28 年 3 月）に基づき、公園・緑地の適正配置や緑化の推進、緑地の保全を進め、市民に親しまれる環境づくりを実施する。さらに、生物多様性の場として、市民に身近な空間である農地や里山の保全を推進する。
- ・ 野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため、各地区の農業者や猟友会、農業協同組合、行政等で組織する小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会を中心に侵入防止柵の設置など、総合的な防護・捕獲対策を実施している。若手狩猟者の育成・確保、や農業者個人による農地の自己防衛対策、野生鳥獣被害防止対策等を支援するとともに I C T（情報通信技術）や L P W A（省電力遠距離通信機器）等を用いた捕獲技術の高度化を推進する。

### （５）文化性

- ・ 「小松島市教育振興計画（第 2 期）」（平成 29 年 2 月）に基づき、家庭教育や就学前教育の充実、「生きる力」を育む学校教育の推進、生涯学習文化の創造等につ

いて取り組み，心豊かなひとづくりを推進する。

- ・ 市民の幅広い学習ニーズに応えるため，関連施設の整備充実を図り，生涯学習を推進する体制整備に努める。多様な生涯学習プログラムの検討や学習情報の提供等を行い，総合的な学習環境づくりを推進する。
- ・ 地域に伝わる様々な文化財等の保存・継承を行い，文化財の歴史的意味と価値を理解し，指定文化財の保護に努め，貴重な地域の文化財を後世へと伝える。これらの文化財を通じて市民が日常生活の中で豊かな伝統や文化に触れ，楽しみ，活かすことのできるまちづくりを推進する。

## **(6) 創造性**

- ・ 国・県と連携を図りながら，起業家・ベンチャー企業の技術力や経営を支援する体制を整備し，新たな産業の育成を図る。
- ・ 利便性が高く快適な生活を実現するため，ICT（情報通信技術）を活用した高度情報化を先導するまちづくりに取り組む。
- ・ 消費生活から創造的生活へ生活様式を転換するため，バイオマスなど再生可能エネルギーの有効活用に努める。

## **2 生活環境施設整備計画**

農村生活環境施設整備は，次に示す多様な施策の推進に努める。

### **(1) 「知」の集積と活用によるイノベーションの創出**

農林水産分野の様々な分野の知識・技術等を集結（「知」の集積と活用）し，革新的な技術を生み出して商品化・事業化につながる産官学連携を支援する。

### **(2) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の支援**

捕獲活動の一層の強化やICT（情報通信技術）を活用したスマート捕獲，侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策を支援するほか，ジビエ利用拡大に向けた人材育成や捕獲から処理加工段階の情報共有のためのシステム構築に向けた取組を支援する。

### **(3) 再生可能エネルギーの導入**

再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林業の発展に活用する取組やバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援する。

### **3 森林の整備その他林業の振興との関連**

本市の林業による地域材や地域の特産林産物（菌床シイタケ、タケノコ）、林業にかかわる伝統的技術等の森林資源を活用し、地域の活性化を図る。

イノシシやシカ等による食害等がある森林の周辺に位置し、今後も食害等が発生する恐れのある森林については「鳥獣害防止森林区域」に指定するなど、森林整備と鳥獣害対策を一体的に行い、植栽木の確実な育成を図る。

市内の小中学校等を対象に自然の大切さやふるさとへの愛着を育むため、森林・体験プログラムによる森林づくりへの参加を支援する。

木材の利用促進に向け、木造の建造物の整備や内装の木質化を図るとともに公共施設等への木質バイオマス利用を行うための調達を支援する。

### **4 その他の施設の整備に係る事業との関連**

本市は、「小松島市地域防災計画」を基に、南海トラフ巨大地震をはじめとし、近年頻発する局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）による浸水や中山間部の土砂災害等による防災・減災体制の強化に取り組む。さらに、避難施設、避難経路等のインフラ基盤の機能強化を図り、地域防災力の充実に努める。

## 第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3-1号）（付図3-2号）

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に、掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	県道新浜勝浦線、小松島市と徳島市の境界線を順次結んで囲まれた区域	・国道55号道路敷地から北側50mの区域内の土地 ・国道55号道路敷地から南側50mの区域内の土地	
		江田町 字敷地前 47-3, 52-1, 73-1, 74-3, 75-1, 75-5, 76-1, 76-21, 88-1, 93-1, 95-4, 100-1, 101-1, 101-3, 102, 109-2, 113-7, 114, 115-1, 116-1, 119-1, 124-1, 124-3, 126 (76-1は1,190㎡の内 763.19㎡) (93-1は1,619㎡の内 1,000㎡)	
		字中道 16-1, 21-1, 21-2, 22-1, 43-1, 46-1, 100-1, 119-4, 119-6, 119-7, 126-4, 138-1 (46-1は1,056㎡の内200㎡)	
		字沖須賀 11-6, 12-3, 86-1, 87, 88, 100-1, 101-1, 128-2	
A-2	国道55号、主要地方道小松島佐那河内線、主要地方道徳島上那賀線を順次結んで囲まれた区域	・国道55号道路敷地から西側50mの区域内の土地 ・主要地方道小松島佐那河内線道路敷地より北側50mの区域内の土地	
		小松島町 字菖蒲田 22-1, 23-8, 23-9 (23-8は928㎡の内450㎡)	
		日開野町 字加々ミ松 12-1, 25-1, 27-1, 27-2, 31-1, 41-1, 41-2, 41-3, 43-1, 44-1, 44-2, 44-4, 44-5, 44-6, 44-7, 45-2, 45-3, 45-5, 60, 61, 64-1, 89-1, 90, 91-1, 91-2, 93, 94-1 (12-1は1,888㎡の内 356.66㎡) (31-1は788㎡の内300㎡) (43-1は1,218㎡の内448㎡) (93は815㎡の内386㎡)	
		田浦町 字中西 81-1, 83, 88, 108-1, 150-3, 153-1, 154-1, 163-1, 163-3, 163-5, 167-1, 178-1, 184-1 (108-1は678㎡の内100㎡) (178-1は543㎡の内100㎡)	
	字広貞 2-1, 3-1, 19-1, 19-2, 19-3, 19-4, 19-5, 27-3, 52-1		

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
A-2		田浦町	字北原 4-9, 27-4, 27-8, 58-2, 64-3 72, 93-1 (64-3は26㎡の内1㎡)	
		字矢三 14-1, 42-1, 42-9 47-1, 47-4, 47-5 47-8, 58-2, 65-1 70-1, 70-3, 75-7 (47-1は902㎡の内525㎡) (47-8は93㎡の内17㎡)		
		字泉川 6-2, 16-1, 17, 29-1 41-1, 47-1, 52 (47-1は836㎡の内 379.19㎡)		
		字中村 16-5, 16-6, 20-1, 27-1 54-1, 55-2, 65 (20-1は450㎡の内290㎡) (54-1は781㎡の内250㎡)		
		字原田 7-1, 7-2, 8-1, 9-1 9-4, 9-5, 11, 12-1, 19-1 25-1, 25-3, 26, 27-1 29-1, 31-1, 31-2, 32-1 42-1, 43, 44-1, 46-1, 45 47-1, 47-2, 48-4, 49-1 50-1, 59-1, 59-3 64-1 (8-1は766㎡の内208㎡) (29-1は1,163㎡の内231㎡)		
		字今里 9-1, 11-1, 13, 21-1 29-1, 30-2, 31-1, 31-2 32-1, 33-1, 53, 57-1		
		字大栗 23-3, 24, 32-1, 41-1 (23-3は486㎡の内7㎡) (32-1は799㎡の内 362.24㎡)		
		字妙蓮 10-1, 11-2, 11-4, 14-1 15-1, 22-2, 23-1 23-2, 53-1, 59-1, 60 (14-1は1,951㎡の内 1,000㎡) (53-1は1,701㎡の内330㎡)		
		字本村 1-1, 3-1, 15-4, 15-11 27-2, 28-4, 32-1, 32-2 (27-2は856㎡の内45㎡) (32-2は132㎡の内30㎡)		
字子安 2-1, 3-1, 3-3, 3-4, 4 12-1, 64-2, 65-1, 66-1 67, 68-1, 69-1, 69-2 69-3, 71-2, 74-3 (2-1は1,225㎡の内992㎡) (66-1は997㎡の内968㎡)				

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
A-2		田浦町	字近里 3-3, 37-3, 48-1, 52-1 54-1, 71	
		前原町	字宮 2-6, 5-1, 5-6, 6-2, 7-3, 8-1, 13-1 13-7, 14-4, 14-5, 19-8 19-10, 33-1, 34-1, 38 40-2, 44-1 (5-1は1260㎡の内650㎡)	
			字福德 7-1, 30-1, 38-1, 46-2 46-10 (7-1は1,523㎡の内 991.76㎡) (30-1は1,190㎡の内450㎡)	
			字東 46, 52, 62-2, 68-1	
			字中川原 2-1, 2-2, 11-1, 13-5 20-1, 21-2, 23-1, 30-1, 30-2, 36-5 37-1, 39-1, 40-1, 41-2 41-5, 42-1, 44-2, 45-1 51-2, 57-1 (2-1は1,281㎡の内 264.84㎡) (2-2は880㎡の内 615.16㎡) (39-1は1,208㎡の内449㎡) (37-1は634㎡の内207㎡)	
			字川屋 3-1, 9-1, 10-1, 19-1 23-1, 25-1, 26-1, 27-1 30-1 (3-1は668㎡の内210.51㎡)	
			字西 16-1, 32-3 38-1, 47-1 (38-1は1,354㎡の内 1,345㎡)	
			字元村 24-2, 26-1, 30-1, 37-1 (24-2は836㎡の内265㎡)	
			字開 13-5, 14-2, 27-6, 43-2 44-1, 45-4 (43-2は1,042㎡の内610㎡)	
			字泉川 8-1, 10-1, 16-2 17-1, 24-1, 25-1	
			字茶園 9-4, 12-1, 57-1, 28-1	
	字小川 19-1, 20-1			

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
A-2		前原町	字弁財天 3-1, 17-1, 26-1, 26-6 26-7, 26-8, 27-1, 28-1 43-2 (17-1は1,084㎡の内819㎡) (26-1は1,417㎡の内710㎡) (28-1は1,437㎡の内280㎡)	
		江田町	字大江田 1-1, 1-5, 4-1, 6-1, 7 8, 9, 10, 11-1, 25-1 25-2, 25-5, 25-6, 25-7 25-8, 27-1	
		中郷町	字高田 1-1, 27-1, 28-1, 28-3 29-1, 37-1, 69-1, 78-2 79-1, 80 (27-1は1,178㎡の内548㎡) (69-1は1,127㎡の内300㎡) (78-2は980㎡の内 382.87㎡) (79-1は580㎡の内63.16㎡) (80は244㎡の内2.97㎡)	
			字露ヶ本 1-2, 2-1	
			字前田 24-1, 25-1, 28-1, 30-1 30-2, 31-1, 44, 52, 56-1 58, 77-1, 79-1, 80-3 80-4, 82-1, 82-4, 83-3 84-2, 86-1, 86-2, 86-3 105, 110-1, 131-7 138-1, 139-5, 141-1 141-2, 167-1, 191-1 191-7, 191-8 (77-1は1,121㎡の内396㎡) (167-1は489㎡の内330㎡)	
A-3	主要地方道徳島上那賀線, 小松島市と徳島市の境界線, 田浦町と新居見町の境界線, 市道芝生井口線を順次結んで 囲まれた区域	・小松島市と徳島市の境界線の北側150mの区域内の土地		
		田浦町	字西原 22, 78, 90-1, 94, 95-2	
			字東内 142, 151-1 152-1 (142は252㎡の内90㎡)	
			字前山 8-1, 61-1 (61-1は172㎡の内60㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考	
A-4	<p>主要地方道小松島佐那河内線、国道55号、市道芝生中央線、県道宮倉徳島線、市道西居屋敷花谷線、芝生町字西浦と芝生町字花谷の境界線、芝生町字西浦61-1 59-2, 59-1 58-2, 58-1 46-2、芝生町字西浦と芝生町字萱久保の境界線、芝生町字西浦と新居見町字大谷の境界線、新居見町字蓮花寺と新居見町字大谷、新居見町字東山下の境界線、新居見町字狭間と新居見町字東山下の境界線、市道芝生井口線、新居見町字山路と新居見町字東山下の境界線、新居見町字猿額と新居見町字山路、新居見町字柳内、新居見町字西川との境界線、市道芝生井口線、主要地方道徳島上那賀線を順次結んで囲まれた区域</p> <p>新居見町字東山下 1-2, 2, 46, 47 49, 53-1, 53-2 54, 56-1, 56-2 57-1, 58-1 59-1, 60, 62-1 63-1, 65-1 66-1, 68, 69 72-1, 73-1 74-1, 75-1 76-1, 77-1 83, 84, 85, 86 87, 88-2, 92</p>	<p>・国道55号道路敷地から西側50mの区域内の土地</p> <p>・主要地方道小松島佐那河内線の道路敷地から南側50mの区域内の土地</p>		
		芝生町	字西浦 4-3, 6-4, 7, 14-1, 17-1 28-1, 48-2, 67, 68, 69 80-2, 93-2, 108-1	
			字西居屋敷 42-3, 45-1, 46-1, 46-2	
			字網干 160-4	
		日開野町	字勝久 18, 19-1, 20-1, 21-1 26, 28, 31, 32, 52 (21-1は1,349㎡の内375㎡)	
			字時信 3-3, 5-2, 5-5, 17-1 17-2, 18-1, 20, 42, 53-1	
			字宮免 3-2, 4-1, 4-2, 9, 13-3, 13-4, 13-8, 20-1 37-2	
			字川村塚 46, 49, 52, 55-1 62-1, 62-2, 68-1 68-2, 68-3, 99, 113-4 (52は1,683㎡の内451.16㎡) (55-1は435㎡の内99.26㎡)	
			字宗人屋敷 1, 3, 4-1, 71-1	
			字崎田 5	
			字四反地 46-2, 46-3, 46-4, 47-1 47-3, 47-4, 47-5 (46-4は1,238㎡の内500㎡)	
		新居見町	字高内 4-3, 7-2, 10-1, 15, 16-1 27-1, 28, 34, 35, 36-2 38, 44-1, 52-1, 60-1, 61 64 (64は420㎡の内168.84㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-4		新居見町 字山路 1-1, 45, 48-1, 51-1, 53 54, 56-1, 57-1, 61-1 63-1, 63-2, 66-1, 66-4 70-1, 72-1, 74-1, 75 77-1 (70-1は861㎡の内822㎡)	
		字柳内 5-1, 6-1, 6-4, 10-1, 35-1, 74-2, 75, 78-1 (5-1は971㎡の内450㎡) (6-1は486㎡の内322㎡) (74-2は197㎡の内79㎡) (75は747㎡の内154㎡)	
		字東山下 58-2, 61-1, 64-4, 65-1 67-1, 70-1, 71-1 71-2, 83, 90	
		字月待 18-1, 18-2, 18-3, 20-1 20-2, 38-1, 38-3, 48, 50-1 (48は1,330㎡の内650㎡)	
		字狭間 15, 16, 35-1, 35-4 44-2, 47-1	
		字片石 7, 14-2, 15-3	
		字佃 10-7, 11, 15-1, 24, 25 26-1 (10-7は1,375㎡の内 282.29㎡) (11は1,644㎡の内449㎡) (26-1は380㎡の内111㎡)	
		字義方 12-1, 14-1, 14-5, 14-6 15, 17-2 (15は1,082㎡の内330㎡)	
		字柚木 45-1, 45-3, 53-1 (45-1は1,589㎡の内121㎡) (53-1は978㎡の内 500.68㎡)	
		字蛭子 13-1, 14-3	
		字西川 1-1, 4-1, 18, 34-1 52-1	
		字蓮花寺 18, 19-1, 23, 24	
		字川付 14-1	
田浦町 字中西 55-1 (55-1は975㎡の内288㎡)			

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
A-4		田浦町	字西原 7-1, 8-2, 28-1, 43-1 67-1, 104-1, 104-4 114-2, 116-1, 124, 128 138-1, 146-1 (7-1は1,088㎡の内135㎡) (43-1は1,145㎡の内550㎡) (67-1は763㎡の内265㎡) (104-1は777㎡の内331㎡) (104-4は800㎡の内40㎡) (114-2は61㎡の内6㎡) (138-1は1,390㎡の内750㎡) (146-1は548㎡の内402㎡)	
			字東内 7-2, 41, 44-1, 52-1 101-1, 102-1, 102-5 106-3, 119-1 (41は447㎡の内265㎡) (101-1は391㎡の内166㎡)	
			字神子ノ内 3, 4-1, 5-1, 9-1, 9-2 11-2, 12-1, 22-2, 42-1 47-3, 48, 63-1, 64-1 78-2, 78-3, 120-1, 133 134-2, 135-1, 145-2 (47-3は81㎡の内57.379㎡) (48は700㎡の内339.418㎡) (64-1は1,861㎡の内150㎡) (135-1は823㎡の内331㎡)	
			字岩金 10-1, 22-2, 28-3 35-1, 36-1, 36-2 44-1, 50-2, 64-1 67-1, 69-1, 106, 106-4 (28-3は722㎡の内265㎡) (35-1は1,611㎡の内850㎡) (44-1は229㎡の内30.14㎡) (67-1は188㎡の内 187.11㎡) (69-1は1,699㎡の内450㎡) (106は2,241㎡の内951㎡) (106-4は783㎡の内450㎡)	
			字近里 90, 91-2, 91-3, 97-1	
A-5	<p>主要地方道小松島佐那河内線, 東部都市計画区域との境界線, 市道 南小松島田野線, 国道55号市道芝生5号線, 芝生6号線 芝生町字内開30, 31 32, 39-5, 39-4 41-6, 41-7 51-1, 51-2, 54 55-1 芝生町字内開と字網干との境界, 芝生3号線, 芝生4号線, 国道55号を順次結んで囲まれた区域</p>	<p>・国道55号道路敷地から東側50mの区域の内, 芝生町字内開72, 76を除く土地</p> <p>・主要地方道小松島佐那河内線道路敷地から南側50mの区域内の土地</p>		
		小松島町	字喜来 5-1, 9, 12-1, 12-2, 13-1 13-2 (5-1は163㎡の内17.24㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考	
A-5		芝生町	字網干	2-1, 7-2, 14-5, 17-4 17-17, 19-1, 19-4, 42-2 44-1, 44-3, 45-4, 45-5, 46-1, 47-1, 47-2, 52-3, 55-1, 55-3, 55-5, 55-7 56, 57-1, 61-1, 62-6, 63, 72, 73, 76-1, 79-6, 80-1, 81-1, 82-1, 83-1, 87-7, 95-1, 96-1, 97, 98-1 99-1, 100-9, 104, 106 109-1, 110-1 112-1, 112-2, 113-1, 119-1, 133-1 134, 135-5, 137-1 137-3, 141-1 145-1, 145-2 145-8, 145-9, 145-10 145-18, 145-23, 145-26 150-1, 150-3, 153-1 154-3 (44-1は1160㎡の内1102.51㎡) (44-3は733㎡の内411.42㎡) (46-1は834㎡の内820.21㎡) (63は815㎡の内450㎡) (119-1は465㎡の内272㎡) (133-1は168㎡の内83㎡)	
			字内開	16-1, 28, 29-2, 34-1 34-2, 34-3, 36-1, 37 49-1, 63, 70-1, 71-6 71-7	
			字狭間	51-2, 54, 55-1, 55-2 56-1, 68-1, 68-2	
		日開野町	字崎田	26, 27, 28, 29, 30-1 32-1, 33-1, 34-1	
			字時信	29-1	
			字加々ませ	2-7, 2-8, 3-1, 3-6, 3-8 3-9, 3-10, 4-1, 4-5, 5-1 6-1, 6-2, 8-1, 14-2 19-1, 21-1, 21-2 28-1, 30-1, 33-1 33-3, 44-1, 56-3 (44-1は500㎡の内450㎡) (56-3は448㎡の内268.72㎡)	
			字弥三次	9-1, 9-4, 9-5, 10-1 10-2, 10-3, 10-4, 10-5 10-7, 10-8, 10-9, 11-3 11-6, 11-7, 15-3, 15-4 15-6, 16-1, 16-2, 16-3 17-1, 18	
			字末次	2-6, 3-4, 9, 10-1 28-2, 28-4, 30, 32-1 35-1, 42-1, 42-6 (9は690㎡の内1.38㎡) (10-1は770㎡の内 720.41㎡) (42-1は1,512㎡の内400㎡)	
		田野町	字月ノ輪	145, 146-1	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考	
A-6	市道南小松島田野線, 田野川北岸, 東部都市計画区域との境界線を順次結んで囲まれた区域			
		芝生町	字網干 1-3, 3-2	
			字赤石 150-6, 161-2, 161-7 164-1, 165, 166-1 166-2, 166-3, 166-4 167-1, 167-2, 168-1 168-4, 169-1, 169-3 169-4, 170-7 (161-7は1,151㎡の内 275㎡)	
田野町	字赤石北 51-1, 51-2, 51-3 71-1			
A-7	国道55号, 市道南小松島田野線, 県道田野勢合線, 市道田野12号線, 県道宮倉徳島線, 市道芝生8号線を順次結んで囲まれた区域	・国道55号道路敷地から西側50mの区域内の土地		
		田野町	字平田 19-1, 22, 26-1, 26-4 26-5, 26-7, 27-1, 28 29-1, 30-3, 30-4, 38 39, 43, 45-1, 50-1 51-1, 51-2, 52-2, 82-1 82-3, 85-1, 87-1, 94-4 101-1 (26-1は116㎡の内20.62㎡) (45-1は1,091㎡の内330㎡) (87-1は609㎡の内400㎡)	
		字月ノ輪 1-1, 1-2, 2-1, 2-4 3, 4-1, 4-3, 4-4, 4-5 5-1, 5-2, 6-1, 7-1, 7-2 8-1, 9-1, 28-2, 28-3 34-1, 41-1, 45-1, 47-1 61, 69-1, 69-4, 69-5 74-1, 81-2, 87-1, 88-2, 90, 92-1 92-4, 93-2, 93-4, 94-1 94-2, 94-5, 94-6, 94-7 94-8, 95, 96-1, 97, 99-1 99-3, 106-2, 107 108-1, 108-2, 108-4 108-6, 109-2, 110-3 117, 134, 137 (8-1は511㎡の内146.71㎡) (9-1は794㎡の内273.20㎡) (34-1は1,196㎡の内 378.92㎡)		

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
A-7		田野町	字本村 92, 126-1, 127-1, 247-1 247-3, 252, 253, 255 268-1, 269-1 282-1, 282-4, 291-4 292-1, 294, 297-2, 311 321-1, 321-3, 347-2 353-1, 353-2 (247-1は215㎡の内92.0㎡) (297-2は938㎡の内 586.4㎡)	
		芝生町	字宮ノ前 2-1, 2-2, 20, 21, 23-1 30-1, 31-1, 32-1, 32-2 33-1, 33-2, 33-4, 34-1 35-2, 46-1, 47-1, 47-2 48-1	
			字宮ノ後 11-2, 16-2, 16-3, 25 30-1 (30-1は841㎡の内200㎡)	
A-8	県道田野勢合線, 国道55号, 田野町字高田と田野町字東山の境界線, 田野町字宮ノ下99-1, 93-1 92-1, 89-1, 88-1, 87-1, 県道宮倉徳島線, 市道田野12号線を順次結んで囲まれた地域  田野町字仮家 44-2, 44-3 116, 118 124, 126, 127	・国道55号道路敷地から西側50mの区域の内, 田野町字高田77-1から82-3まで, 174-1から180までを除く土地		
		田野町	字赤石南 173-1, 174	
			字高田 51, 52, 53, 83, 151-1 151-2, 153-1, 153-4 155-1, 157-1, 157-4, 159-1, 187-3, 208, 236-1 254, 255, 258-3 270-1, 270-2, 314-2 315-1, 319, 338-1 338-10 (208は1,055㎡の内 449.01㎡) (314-2は553㎡の内230㎡) (315-1は62㎡の内35㎡)	
			字本村 3-3, 6-1, 9-1, 32-1, 38-5 38-6, 45, 46-2, 61-4 62-2, 69, 86-1, 93 94-1, 94-3, 104-1 104-2, 115-1, 116-1 116-2, 117-1, 117-2 136-1, 163-2, 179-1 188-2, 191, 269-1 305-1, 306, 321-1 321-3, 326-1 (306は836㎡の内355.84㎡)	
	字仮家 62, 120, 123			

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
A-9	<p>田野町字岡山</p> <p>田野町字中須</p> <p>田野町字恩山寺谷の内、市道田野2号線、田野町字恩山寺谷255、254-3、41、42、40、253-1、252-1、250-2、250-1、247、242-1、236-1、235、234、232、231、227、226、223、222、221、220、219、218、217、213、210-1、209-2、207-1、206-1、203、205、204、206-2、198-1、196-1、196-2、194-3、194-6、185、184、182、181-1、181-2、180-1、174-1、178、177、174-2、174-3、165、167-1、田野町字恩山寺谷と田野町字谷奥、田野町字岡山、田野町字中須、田野町字平田の境界線で順次結んで囲まれた区域</p> <p>田野町字谷奥の内、田野町字谷奥と田野町字恩山寺谷、田野町字岡山、田野町字中須、田野町字仮家及び田野町字宮ノ下の境界線、田野町字谷奥61-1、66-1、66-2、73-2、74-1、75-1、77、85、86、88、90-2、148、91-1、91-2、92、139、140、20、146、147、145、152、153、150-1、151、161、160、159、158を順次結んで囲まれた区域</p>	田野町	字恩山寺谷 21-1、21-2、21-7、52、5354、79-1、114、178-1 (79-1は429㎡の内55.91㎡)	
		字中須	4-2、5-2、29-5、108-2 122-1、128-1 (108-2は879㎡の内235㎡)	
		字谷奥	181-3 (181-3は284㎡の内260.58㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-10	<p>田野町字新石</p> <p>田野町字奥角</p> <p>田野町字溝ノ木</p> <p>田野町字鳥居本の内、市道田野23号線、市道天王谷線、田野町字鳥居本92-1 91、90、168、166 164-1、163-1 157、155、162-2 158-2、152、150 146、143、142-1 140、133、132 131-1</p> <p>田野町字鳥居本と田野町字新石、田野町字奥角の境界線を順次結んで囲まれた区域</p> <p>田野町字宮ノ下の内、市道田野23号線、田野町字宮ノ下126-2、125 県道宮倉徳島線、田野町字宮ノ下86-1から86-3の土地、102-2 102-1、101-1 162-4、田野町字宮ノ下と田野町字溝ノ木の境界線を順次結んで囲まれた区域</p> <p>田野町字東山2-2 11-1、14-1 14-3、15-1、立江町字大田ノ浦61-5 61-4、69-1 41-1、42-1 59-1、60-1 69-2、62-1 68-2、68-5 72-7、72-6 76-4、76-2 76-1、77-1、田野町字溝ノ木と立江町字大田ノ浦、田野町字東山との境界線を順次結んで囲まれた区域</p>	<p>・田野町字新石の内、田野町字新石と櫛淵町、田野町字谷奥、田野町字宮ノ下、田野町字鳥居本の境界線、田野町字新石 258、255、254-1 252-1、249-1 247-1、246-1、246-5、245-1 244-6、244-3、242-2、19-1 20、21、22-2、233、232、231、230、24 23、26、209、210、208、206 205-1、204-1、203、28、27、198 197-1、189-1、189-4 186-1、186-2、184-2、187、180 179-2、44-1、188、176、49、174 173、172、171-1、52、53、166、167 164、163、161、160、 138、136、135、134、132-1、130 129-3、129-4、68、124-3、70、64 63、71、72、75、113-1 113-3、107-1、107-3、108-2、 108-1、を順次結んで囲まれた区域内の土地</p> <p>・田野町字奥角の内、田野町字奥角と田野町字溝ノ木、立江町字中山、櫛淵町字大谷奥、田野町字新石の境界線、田野町字奥角 158-1、155、34-1、156、154、153 151、150、149-1、149-2、149-3 147-1、147-2、146-2、145-2、144-2 143-3、142-2、143-1、148 135-1、132-1、132-3、131-3、131-2 45-2、130-1、45-1、44-4、121-6 121-4、121-1を順次結んで囲まれた区域内の土地</p> <p>・田野町字溝ノ木の内、田野町字溝ノ木196-1、198-2 198-1、205-3、205-1、205-2、 209-2、210-2、210-5、120-2 121-2、125-1、124-2、124-7、 124-5、130-5、132-2、133-2、 137-1、137-7、137-2、137-9 137-8、137-4、137-6、田野町字溝ノ木と田野町字東山、立江町との境界線を順次結んで囲まれた区域内の土地</p> <p>・田野町字溝ノ木の内、田野町字溝ノ木181-12、181-8 181-9、181-1、180-2、179-1、180-1 181-7、田野町字溝ノ木と田野町字東山、田野町字東山との境界線を順次結んで囲まれた区域内の土地</p>	
	田野町	字宮ノ下 85-3、110-4、111-1 111-3、123-1、123-5 126-1、126-2	
		字溝ノ木 28-2、28-3、35-1、37-1 44-1、44-2、109-1 119-1、124-1、125-2 130-4、133-1、136-2 136-4、137-4、144-1 144-5、181-8、196-1 209-1	
		字奥角 61-1	
		字新石 60-2	
		字鳥居本 43-1、58-2、60-1、60-2 68-2、98-1、115-2、116 (43-1は1,242㎡の内518㎡) (98-1は1,165㎡の内 510.41㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
A-10		立江町	字大田ノ浦 68-1, 72-1 (68-1は8,021㎡ の内2,700㎡) (72-1は3,741㎡の内800㎡)	
A-11	<p>田野川北岸, 東部都市計画 区域との境界線, 県道田野勢 合線, 田野町字高田 18-1, 19-1, 21 35-1, 36-1 40-1, 44-1 国道55号, 76-1 75-1, 県道田野勢合線, 市道南小松島田野線を順次結 んで囲まれた区域</p> <p>田野町字高田111-1</p>	<p>・国道55号道路敷地</p>		
		田野町	<p>字赤石南 1-1, 3-1, 3-3, 5-1, 5-2 14-1, 20-1, 24-1, 24-3 156-4, 183-1, 197 276-1, 278-1, 278-2, 27 9 280, 286-1, 288-1 289-1, 378-2, 379-2 387-8, 391-3, 401-1 407-1, 407-3, 408-1 412-1, 412-4, 414 423-1, 424-1</p>	
			<p>字赤石中 1-1, 6-2, 7-1, 8-1, 10-1 11-1, 12-1</p>	
			<p>字高田 55-1, 76-1, 89-1 (76-1は2,517㎡の内 489.5㎡)</p>	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
B-1	立江町字高田70 69-1, 69-2 67-1, 65-8 66, 65-6, 65-3 64, 77-2, 77-1 78-1, 63, 61, 62 58, 56, 98-2, 54 100-2, 立江町字炭屋ヶ 谷19-20, 19-3 19-4, 17-1 36-1, 37-1, 37-2 45-6, 45-2 45-1, 50-1, 立江町字大田ノ浦 9-1, 11-10, 11-8 12-3, 14-1 15-1, 15-5 22-11, 22-8 51-1, 54-2 54-1, 54-7, 90 74, 76-1, 76-7 77-1, 立江町字大田ノ浦 と田野町字溝ノ木との境界 線, 立江町字高田と田野町字 溝ノ木との境界線を順次結ん で囲まれた区域	立江町	字大田ノ浦 9-1, 11-1, 11-3, 11-4 11-9, 12-1, 13-1, 14-1 15-1, 16, 17, 18, 19, 20 21-1, 22-1, 22-2, 22-3 22-4, 22-5, 22-6, 22-7 54-2	
			字炭屋ヶ谷 17-1, 19-4, 36-14 36-15, 37, 46, 47-1 47-3, 48-1, 48-2, 48-5 50-1, 50-2 (37は4,025㎡の内219㎡)	
B-2	市道立江22号線, 市道立 江5号線, 国道55号, JR 牟岐線, 主要地方道阿南小松 島線, 市道立江14号線, 市 道立江13号線, 市道立江駅 塩瀬線で順次結んで囲まれた 区域  立江町字松本54-1 58-1	・国道55号道路敷地から南側50mの区域内の土地		
		立江町	字青森 90-1, 102-1, 111, 117 (102-1は603㎡の内394㎡) (117は834㎡の内160㎡)	
			字宮前 20-1, 21	
			字北城 36-1, 37, 41-1, 58-1 63-1, 69-1	
			字玉田 4-3, 5-1, 13, 15, 23-1 (5-1は186㎡の内85.13㎡)	
			字松塚 1-1, 2-1, 2-2, 3-1, 3-3	
			字黒岩 7-1, 8-2, 8-3, 8-11, 9-1 9-2, 10-1, 11, 12-1 13-1, 14, 15-1, 17-1 19-1, 20-1, 21-1 22-1, 23-1, 23-3 23-10, 24-1	
			字新開 7-1, 19-1, 45, 46-1 46-3, 48-1, 49-1, 110-1 111-1, 112-1, 113-1 114-1	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考	
B-3	国道55号, 県道130号線, 小松島市と阿南市との境界線, JR牟岐線を順次結んで囲まれた区域  大林町字中新田125 126, 132-1, 136 138, 161, 164	・国道55号道路敷地から南側50mの区域内の土地 ・県道130号線道路敷地から西側50mの区域内の土地		
		立江町 字青森	18-1, 19, 20, 21, 30-1 31-1, 31-2, 31-5, 32-1 33-1, 33-2, 34-1, 35-3 35-5, 41-1, 43-1, 43-2 52-1, 52-2, 53-4, 54-6 62-9, 63-1 (18-1は1,231㎡の内337㎡) (19は674㎡の内642㎡) (33-2は1,065㎡の内772㎡) (34-1は462㎡の内445㎡) (35-3は634㎡の内193㎡) (35-5は51㎡の内9.53㎡)	
		字宮前	4-1, 5-1, 37-1, 38-1 40-1, 40-4, 44, 46-1 47-1, 48-1, 49, 57 58-1, 73, 74, 76-1 (73は1,636㎡の内864㎡) (76-1は1,812㎡の内684㎡)	
		字株木	11-1, 11-2, 46, 98-1 98-2	
		字前田	116-1, 116-2	
		大林町 字森ノ本	11-2, 15-2, 17-3, 18-1 65-1, 66-1, 66-2, 67-1 68-170, 71, 73, 74, 75-1 76-1, 77-1 (11-2は672㎡の内394㎡) (17-3は1,816㎡の内202㎡) (18-1は5,158㎡の内 4,000㎡) (65-1は1,658㎡の内796㎡) (66-2は1,846㎡の内 698.93㎡) (67-1は1,669㎡の内 1,045㎡) (68-1は1,717㎡の内 1,098㎡) (70は606㎡の内114㎡) (71は1,349㎡の内298㎡)	
		字岩戸	11-1, 11-2, 14-1, 15-2 15-3, 16, 17-1, 17-2 17-3, 17-4, 17-5, 17-6 17-7, 17-8, 17-9, 17-10 18-1, 19-1, 19-2, 20-2 27-1, 27-6, 29-2, 30 37, 39, 40-1, 49, 50-1, 77-1, 89-1 (14-1は2,982㎡の内, 396.46 ㎡) (30は2,004㎡の内448㎡) (49は687㎡の内661.99㎡) (50-1は236㎡の内 134.21㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
B-3		大林町 字中新田 44-1, 62-1, 78-1, 80 108-3, 109-1, 118-1 120-2 (78-1は1,383㎡の内 117.79㎡) (80は1,404㎡の内360.74㎡) (118-1は2,024㎡の内300㎡)	
		字宮免 13-1, 14, 42-1, 43-3 45-2, 47-2, 48, 49 133-1 (14は645㎡の内330㎡) (42-1は1,892㎡の内330㎡)	
		字中村 7, 96-1, 135 (135は887㎡の内139㎡)	
		字高橋 1, 28, 31, 45, 55, 71-2 72, 73, 74, 75-1, 101-1 133-1, 134-1, 151-1 151-2, 152, 153 (45は1,356㎡の内324㎡) (152は2,926㎡の内1,463㎡)	
B-4	JR牟岐線, 小松島市と阿南市との境界線, 立江町字南山258, 257 市道立江57号線, 市道立江櫛渕線, 市道立江 64号線, 立江町字黒須 102, 101, 100 99, 立江町字大吉71 64, 立江川右岸, 市道柳ノ 内豊田線市道立江34号線 立江町字柳ノ内 10-1, 13, 119 106, 115, 126 131, 市道立江32号線 市道立江29号線, 立江町字 南田頭37-1, 39-1 40-1, 市道立江21号線, 県道立江停車場線, 市道中村 中央線を順次結んで囲まれた 区域  立江町字野神89-3 89-1, 248, 252, 47-1 255, 254, 49-1 97-1, 98 市道立江櫛渕線を順次結んで 囲まれた区域  外開74, 80, 87を加えた 区域	立江町 字北田頭 6-1, 7-3	
		字南田頭 34, 41, 42, 48-1, 50-3 58-1	
		字馬渕 1-1, 3-1, 29-1, 29-3 61-2, 123-1, 127 128 (3-1は858㎡の内450㎡) (29-1は729㎡の内 448.44㎡) (29-3は1,155㎡の内 333.83㎡) (127は486㎡の内473.60㎡) (128は827㎡の内818.76㎡)	
		字下内江 1-1, 25-4, 28-1 (28-1は1,072㎡の内319㎡)	
		字柳ノ内 42-3, 48, 51-2, 59, 60 63, 85-1 (42-3は1,471㎡の内 499.99㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考	
B-4	立江榑渕線，立江町字野神 9-1, 13-3, 13-1 210-1を順次結んで囲ま れた区域  市道立江57号線，市道立 江榑渕線，立江町字南山 183-1, 179-4 179-1, 11-3 12-1, 30-1, 197 203, 204を順次結んで 囲まれた区域  市道立江57号線と立江町 字南山21-1から 30-1の土地，114から 122の土地，124 238, 235, 234 233, 227, 225-2 225-1, 225-3を順 次結んで囲まれた区域  立江町字鍋寺 17-1, 18-1 126, 131, 138 140, 市道立江36号線を 順次結んで囲まれた区域  立江町字南田頭28-1 28-2, 28-5 29-1, 29-3 31-1, 32, 36-1 36-3	立江町	字柏田	43-2, 54-3, 54-5 54-6	
			字露ノ本	47-1, 47-3, 67-1, 96-1, 98, 130-1 133 (133は2,970㎡の内403㎡)	
			字豊田	18 (18は724㎡の内330.58㎡)	
			字椋ノ本	93, 94-1, 97-1, 97-2 232 (232は1,783㎡の内 609.80㎡)	
			字青木	39, 40-1, 43-1, 55-2 61-1, 62-1, 88-1, 113	
			字野神	11-1, 13-1, 35-1, 43-1 44, 45-1, 46, 97-1, 98-1, 98-2, 102-1, 217-2, 217-3, 236	
			字南山	25-1, 25-3, 27-1, 27-2 108, 125, 129-1, 129-2 227-2	
		大林町	字宮免	140-2, 163-2	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
B-5	市道立江64号線, 市道立江榑渕線, 榑渕町字左近田115, 26-1, 25-1, 23-1, 35, 主要地方道阿南小松島線, 市道清水榑渕線, 市道榑渕13号線, 市道宮ノ内線, 市道榑渕15号線, 榑渕町字中田120-1, 135, 138, 141から147の土地, 151, 市道榑渕14号線, 市道清水榑渕線, 市道榑渕17号線, 榑渕町字諏訪163-1, 162-1, 157-1, 158-1, 160-1, 76, 77, 78-1, 78-2, 79, 83-1, 63-2, 63-1, 60-3, 56-1, 15-2, 15-1, 20, 22, 榑渕町字喰味谷, 108-3, 108-1, 110-1, 109-1, 110-4, 市道喰味谷線, 市道榑渕19号線, 榑渕町字湯谷と榑渕町字湊の境界線, 市道湯谷大谷線, 市道清水榑渕線, 市道榑渕21号線, 榑渕町字数延71, 143, 142, 126, 125, 124, 123, 122, 121, 118, 116, 112, 105, 104, 103, 102, 101, 100-1, 市道湯谷大谷線, 市道榑渕23号線, 市道榑渕24号線, 市道榑渕22号線, 市道榑渕21号線, 市道清水榑渕線で順次結んで囲まれた区域	立江町	字中ノ坪 117-1, 123-7, 126-1, 128-1, 130-1, 141-3, 141-4 (130-1は1,304㎡の内450㎡)	
		榑渕町	字油免 12-3, 16-1, 18-1, 18-7, 76-1 (16-1は1,743㎡の内671㎡) (18-1は2,541㎡の内990㎡)	
		字間町	19-1, 20, 25	
		字北佃	26-11, 28, 48-5, 49-1	
		字関免	3-7, 4-1, 4-6, 7-4, 8-4, 10-3, 13-1, 18-1	
		字左近田	2-1, 3, 14-1, 35, 36-1, 37-1, 103 (2-1は836㎡の内773㎡)	
		字大郷領	10, 11-1, 11-2, 12, 13, 14, 15, 40-1 (40-1は588㎡の内449㎡)	
		字諏訪	1-1, 1-2, 2-1, 5-1, 6-1, 8-1, 9-1, 10-1, 10-2, 11-1, 12-1, 13-1, 13-3, 15-1, 15-2, 20, 22	
	字外開 100-7			

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考	
B-5	<p>榑淵町字久ヶ谷10 11-2, 12, 14-1, 14-2 17-1, 18-1, 19-1</p> <p>榑淵町字油免8-1, 9-1, 13-1から18-1の土地, 21, 27-1, 27-2, 47-1から53の土地 76-1</p> <p>榑淵町字二反田131 132, 138, 139 140, 141, 142 143, 145</p> <p>榑淵町字間町11-1, 8 1から84の土地</p> <p>榑淵町字山口39-1 40-1, 41-1 42-1, 52, 53-1 53-2, 54-1, 55</p> <p>榑淵町字左近田2-1, 3 14-1, 126</p>	榑淵町	字久友	16-2, 21-4, 57-1, 58, 59 60, 61, 62, 65, 66, 67, 68 224, 229 (224は855㎡の内450㎡)	
			字湊	19-1, 20-3 (19-1は473㎡の内354㎡) (20-3は630㎡の内194㎡)	
			字太田	31-8, 52-1, 56-1	
			字中田	37, 38-1, 152 (152は1,206㎡の内348.17㎡)	
	<p>榑淵町字佐山4-1 3, 4-2, 171, 172 11-1, 10, 155 154, 市道立江榑淵線を順次 結んで囲まれた区域</p> <p>榑淵町字新作164から 171の土地, 186-1から 193の土地</p> <p>立江町字中ノ坪62-1 280</p> <p>榑淵町字外開71から7 4, 80, 87の土地, 100-7から102-1の 土地, 104, 121, 19 0から193の土地, 19 8, 200, 201, 20 5, 210-1 214, 216</p> <p>榑淵町字久友207から 210の土地, 214から 219-2の土地</p>				

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考	
B-6	市道立江榑渕線、榑渕町字 新作と榑渕町字久友の境界線 榑渕町字新作88, 89- 1, 84-1, 85-1 87-1, 87-2, 86 榑渕町字佐山134, 103 -2, 102 101, 100-1 100-4, 榑渕町字木原 106-1, 105-1 105-2, 101-4 101-1, 100-3 99-1, 98-6 96-3, 97-1 榑渕町字山口92-12 92-1, 92-3 87-1, 87-2 91-4, 91-3, 主要地 方道阿南勝浦線, 主要地方道 阿南小松島線, 榑渕町字左近 田33-2, 33-1 34, 30, 27, 榑渕町字 山口105, 榑渕町字左近田 17-1を順次結んで囲まれ た区域  榑渕町字木原108-1, 108-3	・榑渕町字新作164から171の土地, 186-1から193の 土地  ・榑渕町字佐山4-1, 3, 4-2, 171, 172, 11-1 10, 155, 154, 市道立江榑渕線を順次結んで囲まれた区域  ・榑渕町字左近田3, 14-1, 2-1, 126, 市道立江榑渕線 を順次結んで囲まれた区域		
		榑渕町 字木原 97-3		
		字山口 84-5		
B-7	榑渕町字萱原9-3 9-2, 9-1市道榑渕11 号線, 榑渕町字萱原23- 1, 小松島市と阿南市との境 界線, 小松島市と勝浦町との 境界線, 主要地方道阿南勝浦 線を順次結んで囲まれた区域	榑渕町 字萱原 2-1, 57, 54-1, 60-1 60-3, 60-4, 61, 66-4 67, 73-14, 74-32, 74-63 74-64, 74-72, 98-2 (60-1は4,622㎡の内 3,229㎡) (60-3は4,691㎡の内 1,047㎡)		
B-8	榑渕町字奥條  榑渕町字二反田  榑渕町字宮ノ内  榑渕町字植松  榑渕町字中田68-1 69, 68-2, 70, 72 77, 73, 47, 49-1 63-4, 63-5, 55 56, 63-3 63-1, 64-1 64-2, 65, 66-2 66-1を順次結んで囲まれ た区域  奥條104-2, 104- 3  二反田32-1, 32- 2, 33-1, 93-1, 9 3-2, 108, 110-2  宮ノ内73-1  中田64-2	・榑渕町字奥條と榑渕町字二反田, 榑渕町字中田, 榑渕町字山口と の境界線, 市道榑渕10号線, 榑渕町字奥條46, 47, 48 103, 97-2, 98, 95, 87, 84, 85 86を順次結んで囲まれた区域内の土地  ・榑渕町字二反田と榑渕町字中田との境界線, 榑渕町字二反田14 5, 140, 139, 138, 134, 132, 131 17-1, 18-1, 19, 17-2, 133 2を順次結んで囲まれた区域内の土地  ・榑渕町字宮ノ内と徳島市との境界線より南側200mの区域内の 土地  ・榑渕町字植松と榑渕町字宮ノ内との境界線, 榑渕町字植松 71-1, 71-2, 67, 72, 73-1, 75, 76 73-6, 73-7, 73-8, 86, 84, 83-2, 83-1 榑渕町字植松と榑渕町字小那智, 田野町字新石, 及び徳島市との境 界線を順次結んで囲まれた区域内の土地		
		榑渕町 字宮ノ内 3-1, 8-4, 21-1 (3-1は1,543㎡の内1,000㎡)		
		字植松 10-1, 11, 12, 16-1, 17-2, 101-1, 108-1, 108-2, 108-5		

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
B-9	榑瀨町字諏訪 榑瀨町字喰味谷 榑瀨町字小那智 榑瀨町字瑞雲 榑瀨町字湯谷 榑瀨町字湊 榑瀨町字藤ヶ崎 榑瀨町字数延 榑瀨町字大谷 榑瀨町字東谷 榑瀨町字大谷奥  榑瀨町字植松10-1 11, 12, 16-1 17-2, 101-1 108-1, 108-2 108-5  榑瀨町字油免29-1 33-1  榑瀨町字小松30, 99-4, 101, 116, 117-1  榑瀨町字小那智61-1  榑瀨町字湊50  榑瀨町字大谷17-1  榑瀨町字大谷奥80-1 80-2	・榑瀨町字数延100-1, 101から105, 112, 116 118, 121から126, 142, 143, 71, 市道榑瀨21 号線, 市道清水榑瀨線, 市道湯谷大谷線, 榑瀨町字大谷と榑瀨町字 数延との境界線を順次結んで囲まれた区域内の土地  ・榑瀨町字藤ヶ崎と榑瀨町字数延との境界線, 市道榑瀨21号線, 市道清水榑瀨線, 市道湯谷大谷線, 榑瀨 町字藤ヶ崎37, 34, 33-1, 24, 27, 6-1, 6-5 7, 8, 13-1を順次結んで囲まれた区域内の土地  ・市道湯谷大谷線, 市道清水榑瀨線, 市道喰味谷線, 市道榑瀨19 号線, 榑瀨町字湯谷と榑瀨町字湊の境界線を順次結んで囲まれた区 域内の土地  ・市道喰味谷線, 榑瀨町字北佃と榑瀨町字喰味谷, 榑瀨町字諏訪と の境界線, 榑瀨町字諏訪と榑瀨町字太田, 榑瀨町字中田の境界線 榑瀨町字諏訪125-1, 121-1, 120-1, 119-1 140, 141-1, 78-1, 79, 83-1, 63-2 63-1, 60-3, 56-1, 15-2, 15-1, 20 22, 榑瀨町字喰味谷と榑瀨町字小那智との境界線を順次結んで囲 まれた区域内の土地  ・榑瀨町と田野町, 立江町との境界線, 榑瀨町字東谷と榑瀨町字小 松との境界線, 榑瀨町字東谷67, 64, 63, 77, 110-2 107, 108-2, 94-1, 93, 150-1, 榑瀨町字大谷 奥69, 68-1, 70, 14-1, 15, 52-1, 52-2, 51-1, 51-2, 42-2, 41, 40-1, 25-1, 26-1, 37-1, 榑瀨町字瑞雲52-1 52-2, 53-1, 54, 21, 32-7, 32-5, 32-1 榑瀨町字小那智70-1, 63-1 63-4, 62-1 榑瀨町字小那智と榑瀨町字植松との境界線を順 次結んで囲まれた区域内の土地 (榑瀨町字大谷奥68-2, 69および榑瀨町字小松30を除く)	
		榑瀨町 字湯谷 56-5	
		榑瀨町 字大谷 15-1, 47-1, 62-1, 123 (15-1は1,183㎡の内4㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
B-9		榑澁町	字東谷 1-18, 1-19, 2-2, 3-3 20, 21, 22-1, 22-2, 24-2 29-1, 29-2, 33-1, 33-2 36-3, 44-3, 44-4, 44-5 54-4, 56-2, 60-4, 61-3 65-1, 65-4, 65-5, 66-1 72, 74, 75, 76, 80, 82-2 83-1, 83-2, 83-3, 94-2 94-3, 95-2, 96, 97, 98 99, 101, 102, 104, 105 106, 113-3, 115, 127-1 127-3, 127-4, 127-5 130-2, 137, 148-2 148-3, 150-2, 150-3 152-2, 154-3, 154-4 155, 156, 157, 158, 160 161, 162, 163-2, 164-1 164-2, 164-3, 173-1 173-2, 177, 182-1 182-2, 182-3, 183-1 183-2, 185-1, 186-1 187-2, 188, 190, 191 192, 193, 194, 195-1 195-2, 196, 203, 207 209-2, 210-2, 212-2 219-3, 220-3  字喰味谷 2-1, 7-2, 14-5, 17-4 17-17, 19-1, 19-4, 42-2 44-1, 44-3, 45-4, 45-5, 46-1, 47-1, 47-2, 52-3, 55-1, 55-3, 55-5, 55-7 56, 57-1, 61-1, 62-6, 62-7, 72, 73, 76-1  字諏訪 104-6	
B-10	立江町字黒岩 44-2 45-1, 46, 50-2 52-1, 52-2 54-1, 55-1 56-1, 57-1 58-1, 58-2 59-1  立江町字赤石 70-1 71, 72-1, 73-1 73-2, 73-3 73-5, 76-1	立江町	字黒岩 44-2, 45-1, 46	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
C-1	県道130号線 小松島市と阿南市との境界線 県道大京原 今津浦和田津線（旧道），東 部都市計画区域との境界線を 順次結んで囲まれた区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道55号道路敷地</li> <li>・県道130号線道路敷地から東側50mの区域内の土地</li> <li>・市道坂野37号線，市道坂野35号線，坂野町字相久67-1 市道坂野42号線，市道坂野27号線，県道坂野羽ノ浦線，小松 島市と阿南市との境界線を順次結んで囲まれた区域</li> <li>・現況山林原野</li> </ul>	
		大林町 字岩戸 84-1, 83-1, 84-3, 85, 86 87-1, 87-2, 88, 89-1 89-3, 90-1 (83-1は1,145㎡の内0.64㎡)	
		字金岡 47-1, 47-3, 47-4, 47-5 49-1, 51, 54, 55-1, 55-3 57-1, 57-3, 58, 59-1 60-1, 61-1, 61-2 61-3, 69, 70, 72, 88 86-1, 90-1, 90-3, 91-3 91-4, 91-5, 99-1	
		字高橋 43-1, 53-1, 53-2, 54-1, 54-2, 56-1, 58-1 58-3, 58-4, 58-5, 58-6 62, 65, 67, 69-7 (58-1は1,291㎡の内495㎡) (62は999㎡の内358㎡) (65は320㎡の内318.68㎡) (69-7は320㎡の内 258.63㎡)	
		字宮ノ本 3-2, 24-3, 33-1, 35-4 40-1, 42-1, 53, 56-1, 64 65-1, 66-1, 67-2, 67-3 68-1, 68-2, 70-2, 71 72-1, 73-1, 74-1, 75-1 76-1, 78-1, 80, 81-1 81-2, 82-1, 83-1, 84-1 85-1, 85-2, 85-6, 87-1 89-1, 90-1, 91-1, 91-2 92-1, 92-2, 92-3, 93-1 94-1, 95-1 (68-2は984㎡の内108㎡) (85-1は1,062㎡の内472㎡) (87-1は1,954㎡の内 66.19㎡) (89-1は809㎡の内 770.25㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
C-1		大林町	字中津 10-1, 17-1, 18-4 18-6, 21-3, 26-1, 30-1 31, 34-3, 35-1, 37-1 37-4, 37-11, 46-1 47-1, 48-3, 50-1 63-1, 63-2, 64-1 64-3, 65-1, 66-1 72-2, 74-1, 75-1 76-1, 77-1 (26-1は1,456㎡の内443㎡) (30-1は1,396㎡の内335㎡) (31は621㎡の内130㎡) (34-3は736㎡の内154㎡)	
			字北浦 1-1, 2-1, 3-1, 4, 4-1 18-1, 19-1, 20-1, 21-1 21-2, 21-8, 21-9, 22-9 22-1, 22-13, 23-1, 24-1 31-9, 33-4, 47-5 48-1, 49, 51-3, 52-1 54-1, 55-2, 55-4 (4は1,195㎡の内500㎡) (4-1は679㎡の内500㎡)	
			字鎌須 20-1, 21-1, 29, 44-1	
			字本村 2-2, 6-1, 7-1, 18-1 19-1, 43-4, 47-4, 51-1 57-1, 57-2, 58-1, 60-1 97-2, 98-1, 102-1 104-1, 105-1, 106-1 110-1, 111-1, 113-1 114, 115, 116-1 125, 132-1 (18-1は1,202㎡の内360㎡) (60-1は722㎡の内248㎡)	
			字立光地 11, 12, 16, 17-1, 18-1 18-5, 19, 29-1, 30, 31-1, 31-2, 31-3, 32 33, 40, 41-1, 49 49-2, 49-10, 49-11 73-2, 115-1, 116-1, 116-3, 143-1 (19は2,435㎡の内950㎡) (73-2は2,472㎡の内 1,440㎡)	
			字中新田 7-1, 9-1, 47 (7-1は2,781㎡の内 534.56㎡) (9-1は1,551㎡の内12.34㎡)	
		字金島 5-1, 81-1		

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
C-1		坂野町 字東溜り 33-1	
		字天神東 10-1, 10-2, 11-1 12-1, 28-1, 29-1, 31, 41-1, 42-2, 50-1 53-1 (28-1は925㎡の内36.95㎡) (29-1は417㎡の内29.59㎡) (31は644㎡の内38.91㎡)	
		字天神前 1-2, 5	
		字シャウ内 8-1, 25-1, 30, 34-1 36-4, 36-5, 36-17 (25-1は830㎡の内207㎡)	
		字宮ノ東 38, 39-2, 47-1, 48-4, 50-1, 50-2, 50-3, 50-4 53-1	
		字松木 3-1, 13-1, 14 (13-1は1,536㎡の内294㎡)	
		字平田 4-1, 5-1, 9, 11-3, 12, 17 19, 22-2, 30-1, 46-1 52-2, 52-6, 52-9, 54-1 54-6, 55-4, 104-2 105-1, 105-2, 106-1 111-1, 111-7 (12は924㎡の内64㎡)	
		字立花 1-3, 2-3, 13-1, 13-6 18-8, 19	
		字細野 1, 2-1, 2-8, 3-4, 25-1	
		字松コロ 2-1, 14-1, 17-4, 27-2 32-1, 42-1, 59-6, 73-1	
		字加喜内 17-2, 27-2, 31-1, 31-5 32-7, 32-8, 44-1	
		字原京 11-2, 31-1, 35-1 (35-1は1129㎡のうち111.28㎡)	
		字向原 5, 10-1	
		字中合 9-1	
字楠木 35-1, 46-3			
字楠ノ下 4-1, 35-1 (4-1は1,039㎡の内449㎡) (35-1は1,929㎡の内493㎡)			

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
C-1		坂野町 字シヅ田 41-1, 41-6, 41-7, 55-1, 55-2, 55-3 (41-1は2,863㎡の内 333.53㎡)	
		字竹のはな 1-1, 1-5, 1-6, 2-1, 5-1 6-1, 7-1, 11-1, 15-1, 16 18-1, 22, 23-1, 35-2 (1-1は1,508㎡の内550㎡) (15-1は934㎡の内100㎡)	
		字太郎丸 11-1, 11-6, 11-7, 13 16-2, 18-1, 34-1, 43, 44 45, 46-2, 61-3	
		字柳田 37-1, 38-1, 39-1, 49 50-1, 76	
		字檜のべ 11-1, 31-1, 32-1, 33 34-1, 34-2, 35, 44-1 48-2 (31-1は1,136㎡の内131㎡) (33は1,316㎡の内1,078㎡)	
		字砥鼻 6-1	
		字ミゾロ 3-1, 6-1, 11-1, 18, 20-1 21, 22, 23-2, 25, 26, 27 28, 29-1, 30, 32, 44-4 48-1, 49-1, 50-1, 53-2 54-1, 55-1 (6-1は953㎡の内500㎡)	
		字相久 3-2, 5-1, 17-1, 17-2 18-1, 19-1, 33, 34, 35 36, 37, 38, 43-1, 43-4 44-3, 45-1, 51-1 54-1, 55-1, 57-1, 57-8 62-2, 62-3, 63-1, 64 75-1, 86-1, 86-3 96-4, 98-2 (43-1は1,645㎡の内500㎡) (98-2は645㎡の内448㎡)	
		字春日 8-1, 8-2, 14-1, 16-1 18-4, 18-5, 18-6, 21-1	
		字大場 3-1, 3-2, 3-5, 3-6 31-1, 39-1, 82	
		字黒地 6-2, 6-10, 15-1, 38-1 48-2, 52-1, 55-1	
		字大原 56-1	
		字苅屋 15-2	
字島の内 100-7			
字時宗 27-1, 29-4, 37-1, 37-2 37-3 (27-1は1,258㎡の内95.5㎡)			

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地		備考
C-1		坂野町	字さんた 37-1	
			字西畑 14-4	
			字斜敷 58	
			字種井 29-4, 44-1, 63-1	
			字大塚 1-1, 2-1, 8-1, 9-1, 10-1 10-5, 12-4, 16-2, 51-2 58-1 (10-1は1,084㎡の内500㎡) (51-2は721㎡の内88㎡) (58-1は2,468㎡の内65㎡)	
			字茶園ノ木 18-1	
			字佃 23-1, 23-3	
C-2	県道和田島赤石線, 坂野町 字湊26から32までの土 地, 33-2, 33-3, 3 5から39までの土地, 坂野 町字湊ノ下3-1 (旧市道和田 津線), 県道大京原今津浦 和田津線, 東部都市計画区 域との境界線, 太田川左岸, 小松島市と阿南市の境界線, 市道坂野54号線, 市道坂野 14号線, 那賀川北岸用水坂 野東幹線, 那賀川北岸用水坂 野西幹線, 県道大京原今津浦 和田津線, 東部都市計画区域 との境界線を順次結んで囲ま れた区域	・現況山林原野		
		和田津開町	字ヒガシ 13-3, 13-5, 13-9, 13-10 13-19	
			字三ッ合 359-3	
			字屋敷ノ西 155-2, 155-1, 155-9 156-2	
		坂野町	字神長 1, 36-1, 36-2, 36-7	
			字本道 1-3, 1-5, 3-2, 8, 10-1 46-2, 48-1, 56-1 56-2 (3-2は1,807㎡の内450㎡) (46-2は165㎡の内20.54㎡) (48-1は1,267㎡の内 32.68㎡)	
			字野房 1-1 (1-1は757㎡の内313.31㎡)	
			字紫蘭墾 35-1	
			字境野 14-1 (14-1は506㎡のうち79.44㎡)	
			字東溜り 24, 26-3, 33-1	
			字野神 14-1, 15-1, 15-2 16-1, 16-2, 16-3 16-4, 19-1 (14-1は635㎡の内450㎡) (19-1は1,217㎡の内402㎡)	
			字中道 18-3, 26-2, 33-1, 33-7	
			字手塚 15-1	
			字経塚 1-1, 6-1 (1-1は1,192㎡の内448㎡)	

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
C-2		坂野町 字高野 30-1 (30-1の一部450㎡)	
		字大久保 10-1, 13-1, 32-1, 58-1 61-4, 61-5	
		字鶴ノ巣 2-3, 29-1, 30-1, 30-2 30-3	
		字かみや開 23-2, 34-3, 34-4, 34-5, 50-3, 53-2 53-3, 57-1, 61, 65-2 77-1, 77-2 (77-1は1,234㎡の内164㎡)	
		字大原 19-2, 19-4, 45-4, 45-7 46	
		字吐田 5-4	
		字島の内 19-3, 19-4, 56-6, 56-7	
		字楠塚 23, 59-1 (23は1,390㎡の内120㎡)	
		字湊 7-9, 9-1, 9-7, 10-4 11-2, 12-1, 15-6, 21-1 38, 39	
		字尾道 53-2 (53-2は787㎡の内331㎡)	
		字浜田 43-2	
		字大野溜り 24-1, 31-1, 35-1, 35-4	
		字南大久保 4, 5-1, 6, 7, 10-1, 11-1 (5-1は519㎡の内16.58㎡) (6は1,020㎡の内183.04㎡) (7は735㎡の内171.2㎡) (10-1は506㎡の内53.79㎡) (11-1は1,177㎡の内 484.01㎡)	
		字風穴 18, 22, 24, 26-2	
		字松の 1-3, 8-1, 21, 26-1, 36-3	
		字北大久保 50-1	
		間新田町 字ヤケ木 152-1, 206-1, 213-1	
赤石町 字緑松 44-1 (44-1は662㎡の内80.98㎡)			

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
C-3	幹線和田島線，幹線網代東 浜手線，市道和田島30号線 和田島町字東浜手86-1 88，74，76-1 77-1（旧市道梅井利線） 坂野地区海岸堤，小松島市と 阿南市の境界線，太田川右 岸，県道和田島赤石線で順次 結んで囲まれた区域  和田島町字元開と和田島町 字東新開の境界，市道和田島 30号線に囲まれた区域	和田島町 字東大野 24，28-4，29-1，29-2 54-1	
		和田島町 字前塩田 36-1，62-5，72-1 72-3，73-1，74-2 96-2，97-2 132-1，138-1，152-3 (36-1は826㎡の内450㎡)	
		和田島町 字元開 53-1，53-2，54，72-2 100-1，121-1，122-1 (100-1は1,274㎡の内 400㎡) (121-1は402㎡の内270㎡)	
		和田島町 字山のはな 151-1 2-1，7-2，14-5，17-4 17-17，19-1，19-4，42-2 44-1，44-3，45-4， 45-5，46-1，47-1， 47-2，52-3，55-1， 55-3，55-5，55-7 56，57-1，61-1，62-6， 63，72，73，76-1， 79-6，80-1，81-1， 82-1，83-1，87-7， 95-1，96-1，97，98-1 99-1，100-9，104，106 109-1，110-1 112-1，112-2， 113-1，119-1，133-1 134，135-5，137-1 137-3，141-1 145-1，145-2 145-8，145-9，145-10 145-18，145-23，145-26 150-1，150-3，153-1 154-3 (44-1は1160㎡の内1102.51 ㎡) (44-3は733㎡の内411.42㎡) (46-1は834㎡の内820.21㎡) (63は815㎡の内450㎡) (119-1は465㎡の内272㎡) (133-1は168㎡の内83㎡)	
		和田島町 字浜塚 108-3，109-1，109-3 110-3，110-4，113-6 116-2，118-2，119-1 125-1，129，130-1 130-2，131-1，132-3	
坂野町	字高塚 4-1 (4-1は977㎡の内173.70㎡)		

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考	
C-4	県道和田島赤石線，東部都市計画区域，和田島町字西浜手と和田島町字西林との境界線，市道和田島45号線，市道和田島47号線，幹線和田島線を順次結んで囲まれた区域	・現況山林原野		
		和田島町	字山のはな 61, 120-1, 138-4	
			字塚ノ間 35, 40, 42, 63-1 (35は273㎡の内102.78㎡) (42は700㎡の内650.39㎡)	
			字勢以元 49-1, 53-1, 98-2, 100-1, 100-2, 101-1, 101-2, 135	
			字西林 1-8, 12-1, 12-7, 13-3 14-2, 25, 30-1, 35-2 54-11, 58, 64, 66 152-1, 152-2, 158	
			字西浜手 1-1, 26-1, 44-1, 72-16	
			字平見 10, 13-1, 13-3, 60-1 60-2, 60-3, 65-3, 67-1 (13-1は829㎡の内400㎡)	
	字浜塚 55-2, 57-1, 73-1, 107-1 112-1, 116-1, 117-1			
C-5	市道和田島50号線，和田島町字浜田121-1 120-3, 122-3 126-25, 126-68 126-67, 120-54 126-85, 坂野地区海岸堤 和田島町字東浜手78, 81 89-3, 93-1 89-2, 102 110-2, 111-1 (旧市道梅井利線)，市道和田島30号線，幹線網代東浜手線幹線和田島線，市道和田島60号線で順次結んで囲まれた区域	・市道和田島50号線道路敷地から南側50mの区域内の土地		
		・和田島町字浜田121-1, 120-3, 122-3 126-25, 126-68, 120-67, 120-54 126-85を順次結んだ線 (旧市道和田島横貫線) から南側50mの区域内の土地		
	・坂野地区海岸堤から西側50mの区域内の土地			
	・市道和田島60号線道路敷地から東側50mの区域内の土地			
	・現況山林原野			
	和田島町	字東新開 33-1, 37-5, 39-1, 39-3 63-8, 85-1, 106-2 109-1, 116, 118, 134-4 140-1, 157, 165-7, 165-9, 172-4 (140-1は506㎡の内1.41㎡) (157は854㎡の内16.72㎡)		

地図記号 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
C-5		字明神東 5-3, 7-1, 7-2, 8-1, 9 10-1, 11, 21-24, 22-1 22-3, 47-11, 56-10 62-6, 62-8, 79-3, 79-4 88-2, 90-3, 91, 98 102-1, 104-2, 106-2 110-16, 113-7, 118-5 123-5, 126-1, 127-1 141-1, 141-2, 142-1, 142-3, 142-4 146-3, 149-1, 149-2 (62-8は561㎡の内350㎡) (98は910㎡の内158.13㎡)	
		字明神北 1-8, 1-9, 14-1, 15-1 15-2, 16-1, 16-2 25-4, 28-4, 33-2, 34 40-1, 50-3, 56, 61-2 63-1, 73, 78-2, 79, 80-1 105, 124, 136	
		字勢以元 97-2, 98-1, 149, 154	
		字外開 8-4, 17-1, 34-3, 39-2 39-3, 87-2, 94-3	
		字浜田 1-14, 1-15, 1-37 1-45, 1-51, 1-56 1-57, 11-2, 11-3, 11-4 14-1, 45-1, 106-4 110-2, 110-4, 110-5 110-14	
		字西林 1-1, 1-17, 1-63, 11-2 12-10, 14-1, 18-8, 19 21-1, 21-2, 21-7, 51-1 81, 83 (21-1は953㎡の内139㎡) (21-2は177㎡の内56㎡) (21-7は670㎡の内134㎡) (51-1は3,080㎡の内600㎡)	
		字東浜手 54-1, 55-1, 58-1, 59 60, 62-1, 63-1, 95-1 108-1 (108-1は695㎡の内447㎡)	

## (2) 用途区分

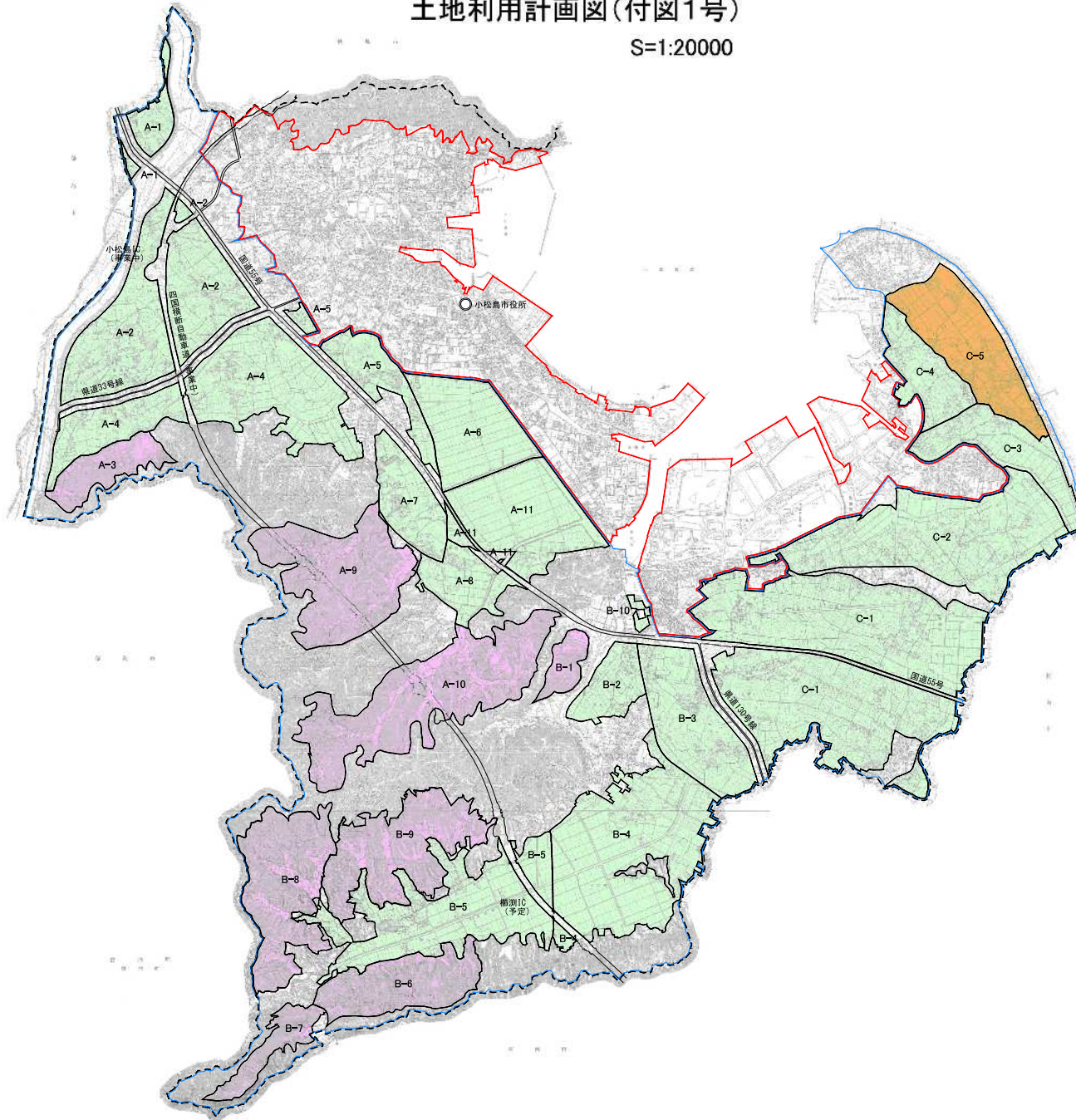
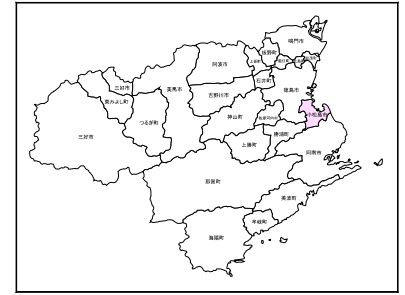
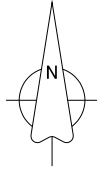
下表「地区及び区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区 区域番号	用途区分	面積 (ha)
A - 1	農地：全区域	12.74
A - 2	農地：全区域	119.75
A - 3	農地：全区域	32.98
A - 4	農地：全区域	114.01
A - 5	農地：全区域	26.63
A - 6	農地：全区域	53.19
A - 7	農地：全区域	26.10
A - 8	農地：全区域	27.65
A - 9	農地：全区域	94.82
A - 10	農地：全区域	109.57
A - 11	農地：全区域	87.96
B - 1	農地：全区域	13.56
B - 2	農地：全区域	23.10
B - 3	農地：全区域	55.41
B - 4	農地：全区域	143.36
B - 5	農地：全区域	114.02
B - 6	農地：全区域	51.70
B - 7	農地：全区域	21.16
B - 8	農地：全区域	76.04
B - 9	農地：全区域	87.75
B - 10	農地：全区域	2.48
C - 1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：坂野町字シヅ田4, 5-1, 坂野町字松木21-1 坂野町字楠木33, 34, 36-1, 81, 82, 83, 84 85, 86, 91, 92, 95, 96	259.23
C - 2	農地：全区域	132.10
C - 3	農地：全区域	37.91
C - 4	農地：全区域	34.75
C - 5	農地：全区域	63.22
計		1821.18

※ 各区域において、小数点第3位を四捨五入しているため、計が一致しない。

# 土地利用計画図(付図1号)

S=1:20000

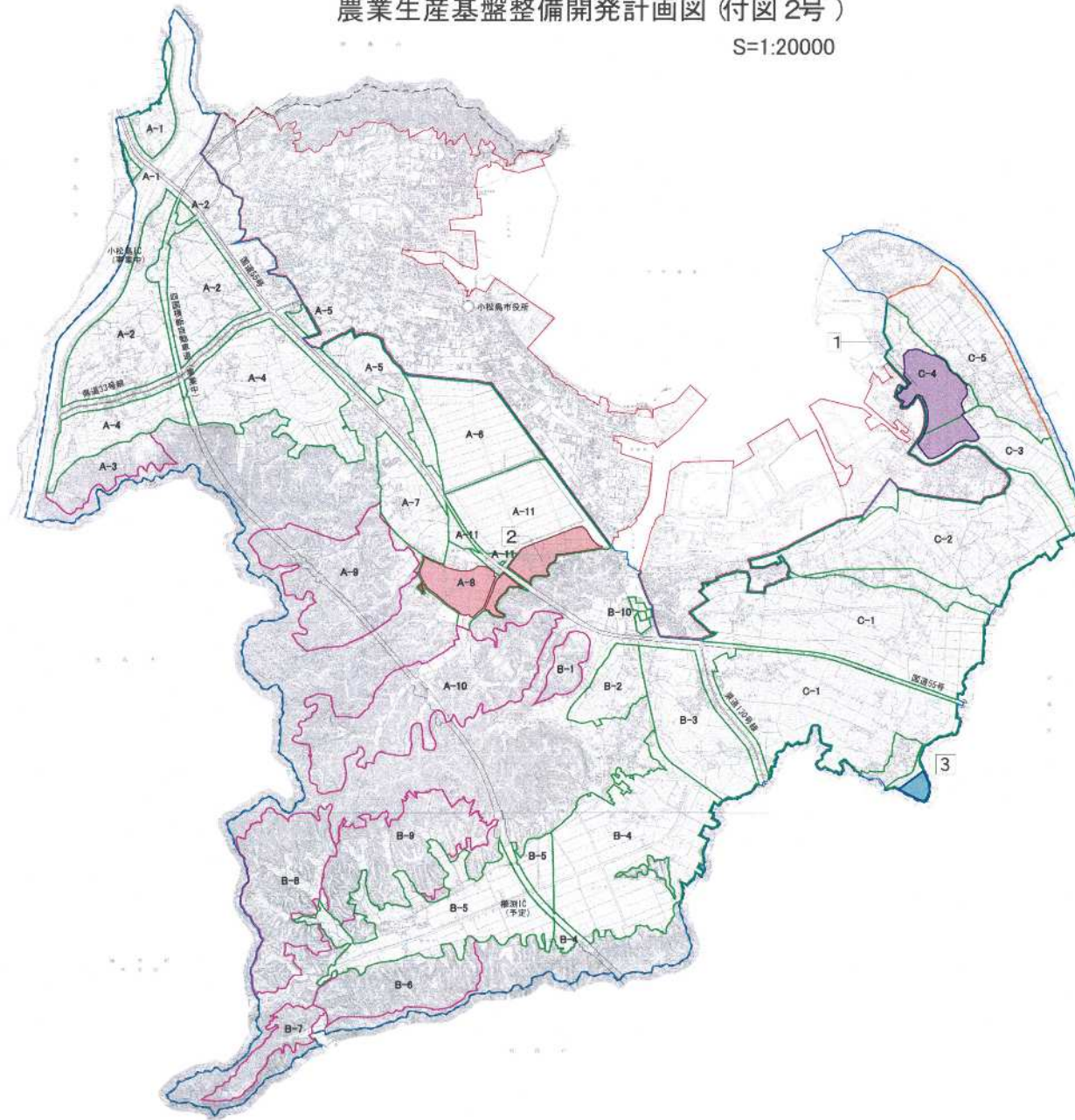
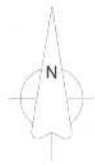


土地利用計画図(付図1号)

凡 例	
---	市町界
○	農業振興地域
■	農用地区域(田)
■	農用地区域(畑)
■	農用地区域(樹園地)
A-1	地区・区域番号
○	市街化区域

# 農業生産基盤整備開発計画図 (付図 2号)

S=1:20000



凡例	
---	市町界
○	農業振興地域
○	農用地区域(田)
○	農用地区域(畑)
○	農用地区域(樹園地)
A-1	地区・区域番号
○	市街化区域

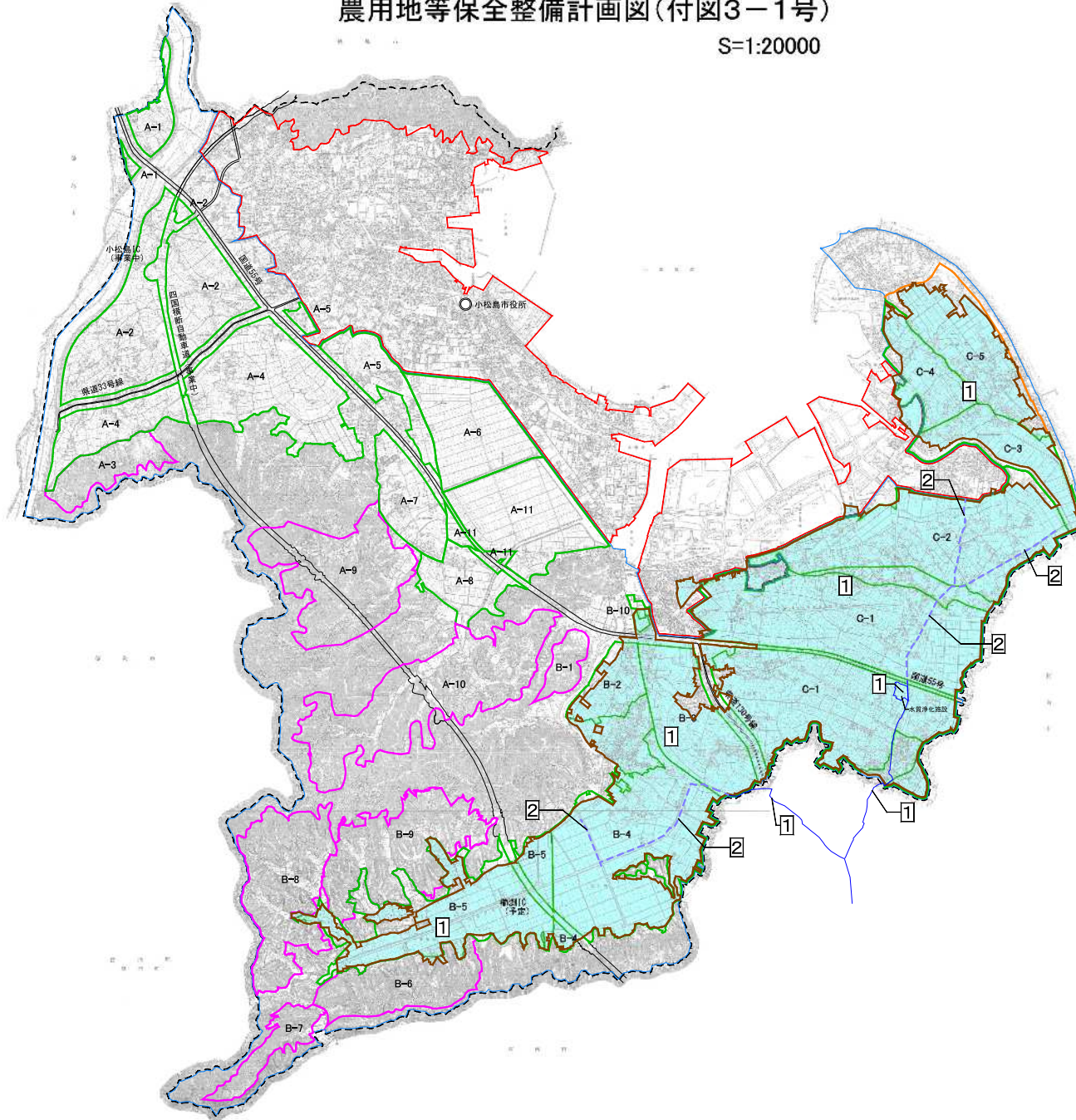
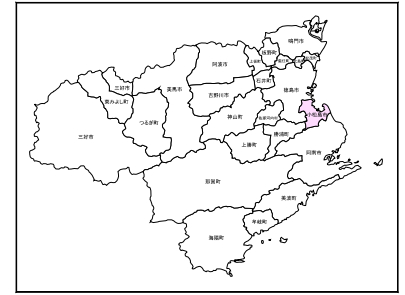
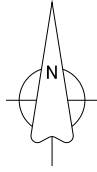
農業生産基盤整備開発計画図 (付図 2号)

事業凡例	
1	農地中間管理事業 和田島地区
2	堤防かんがい排水事業 (高収益型) 田野地区
3	農地中間管理事業 黒地地区



# 農用地等保全整備計画図(付図3-1号)

S=1:20000



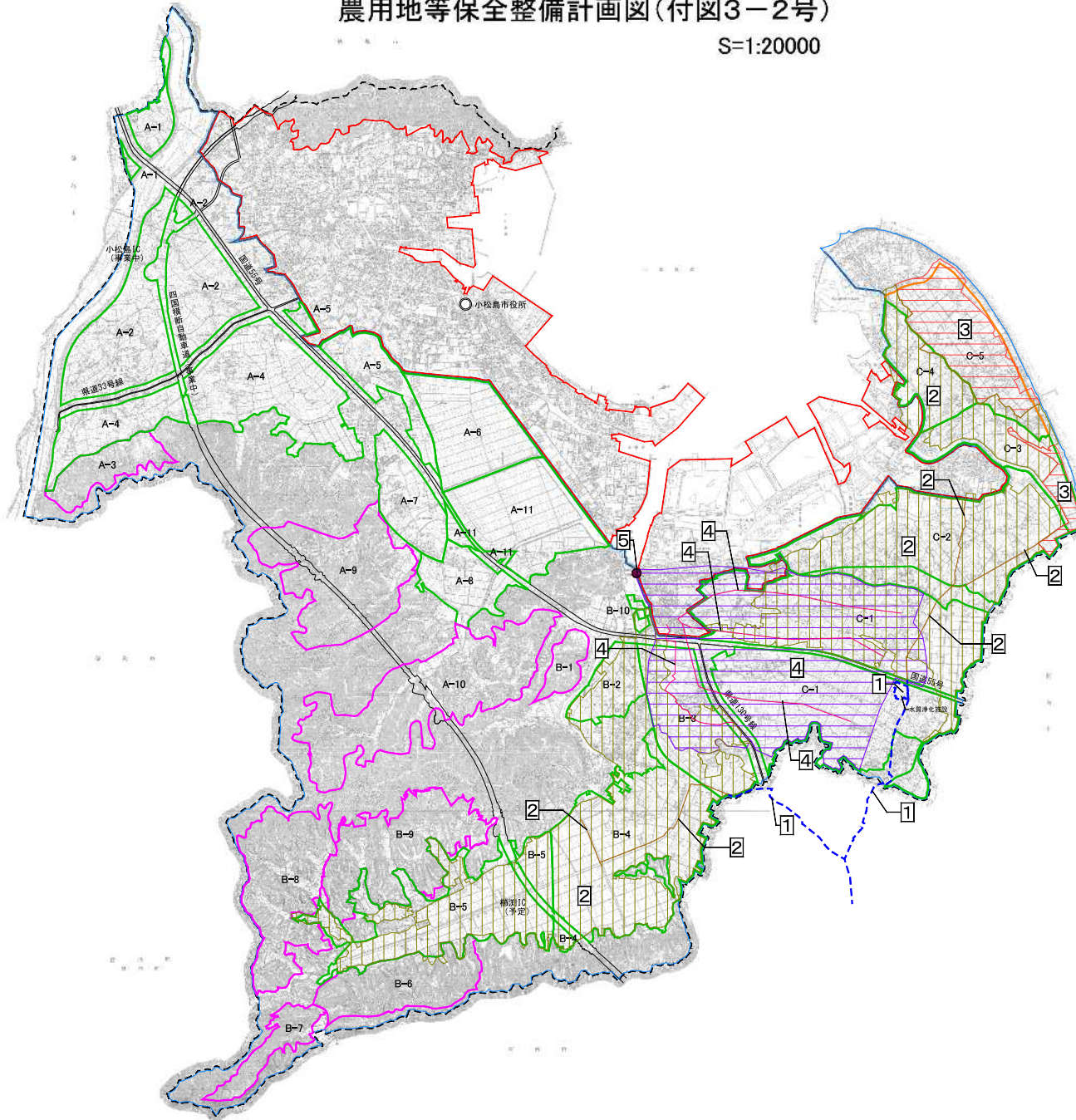
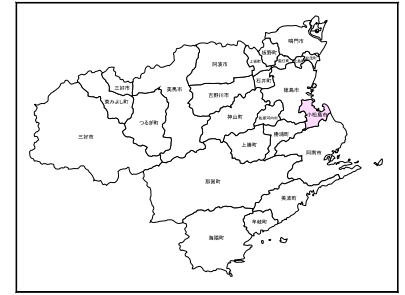
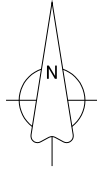
凡 例	
---	市町界
—	農業振興地域
—	農用地区域(田)
—	農用地区域(畑)
—	農用地区域(樹園地)
A-1	地区・区域番号
○	市街化区域

農用地等保全整備計画図(付図3-1号)

事 業 凡 例	
1	国営総合農地防災事業 那賀川地区
2	県営農村地域防災減災事業 (水質保全対策事業) 那賀川・小松島地区

# 農用地等保全整備計画図(付図3-2号)

S=1:20000



凡 例	
- - -	市町界
○	農業振興地域
○	農用地区域(田)
○	農用地区域(畑)
○	農用地区域(樹園地)
A-1	地区・区域番号
○	市街化区域

農用地等保全整備計画図(付図3-2号)

事 業 凡 例	
1	国営総合農地防災事業 那賀川地区
2	県営農村地域防災減災事業 (水質保全対策事業) 那賀川・小松島地区
3	県営農村地域防災減災事業 (水質保全対策事業) 那賀川・今津地区
4	県営地盤沈下対策事業 小松島地区
5	県営農業水路等長寿命化・ 防災減災事業 (水利施設整備事業) 石見川地区